

「外圧」が捉えた新潟における通商司政策

青柳 正俊*

Tsushoshi Policy in Niigata grasped by the “External Pressure”

AOYAGI Masatoshi

要旨

明治新政府の一機関であった通商司が展開した政策は、その後の我が国の近代的経済金融体制の準備段階を成したものとして一定の評価が与えられてきた。しかし通商司自体はわずか2年半ほどで廃止された。この短命の背景については、これまで通商司政策に内在する要因に着目した様々な指摘がなされてきた。その一方で、早期破綻は直接的には諸外国からの強い圧力によるものである、との主張も唱えられてきた。だが、その外からの圧力が仔細に検証されることは少ない。

そこで筆者は、本稿において、諸外国の中でも当時最強の資本力を誇った「外圧」たる英国が、新潟におけるこの政策の展開に対してどのように向き合ったかを、同国の外交文書を主な材料として用いて綿密にたどる。そして、この通商司政策の破綻に関する内在的要因と外的要因の軽重の再検討を行う。

その再検討からは、英国による強力な干渉が詳しく確認できるが、同時に、新潟の事例において英国の非難の矛先は、政策が標榜した理念そのものではなく現地におけるその運用ぶりに向けられていた、ということが判明する。すなわち、英国は、中央政府の政策意図が現地新潟で正しく実現されないことに対して激しい外圧を加えていたのである。そこからは、明治政府内における軋轢や政策実行者自身の政策への無理解、といった内在的要因がむしろ浮き彫りにされてくる。

加えて、新潟の事例からは、中央からの官員と大都市特権的商人との現地での強圧ぶり、これに対する地元の反発が具体的に確認できる。この政策の実態が地方からの共感を得るにはほど遠いものであったことも、政策の自滅を招いた一因として浮かび上がる。

キーワード : 通商司、通商司政策、新潟、英国、通商会社、商社

Keywords : Tsushoshi, Tsushoshi Policy, Niigata, United Kingdom, Trading Corporation, Shosha

目次

1. 序論
 - 1.1. 本稿の目的
 - 1.2. 「英国史料」と分析の前提
2. 新潟における通商司政策
 - 2.1. 新潟通商司と新潟商社の始動
 - 2.2. 現地新潟の混乱

*新潟県立歴史博物館

- 2.3. 東京における英国公使館と日本政府
- 2.4. 通商司・商社のさらなる抵抗
- 2.5. 事態の収束
- 3. 結論
 - 3.1. まとめ
 - 3.2. 考察

1. 序論

1.1. 本稿の目的

明治初年の一時期、政府の一部署である通商司が展開した政策は、国内支配力の強化を通じて近代国家形成を目ざす新政府の取組の一つであった。そのため通商司政策は、廃藩置県以前の国内各地に残存する半ば独立的な経済領域に分け入り、同時に圧倒的な資本力によって我が国の貿易を独占する諸外国に対抗することを企図した。通商司は本司を東京に、支署を開港場及び主要商業地にそれぞれ置いた。当初、通商司の所掌事項は外国貿易の管理とされたが、次第に流通・金融・産業育成など広範な分野での役割を担うこととなった(注1)。また、官庁である通商司に加えて、民間の組合的結社である通商会社・為替会社が設置されて、政策の実質的な推進役となった。そこでは、三井組、小野組、島田組といった東京・大阪などの特権的な大商人が中心的な担い手をつとめ、この政策の地方への浸透を図った。

しかし、1869年4月に着手された通商司政策は早々に失敗が明らかとなり、1871年8月には通商司が廃止された。通商・為替両会社もまた資金的に行き詰り、1872年11月には大幅な改革を迫られた。そして、やがて実質的な整理段階に入り清算・解散へと進んでいった。

表1 通商司に関する略年表

和 暦	西 暦	所管省	事 項
明治元年 閏4月25日	1868. 6.16		商法司を設置
明治2年 2月22日	1869. 4. 3	外国官	通商司を設置 (会計官判事兼通商司知事 山口範造(のち尚芳))
3月 5日	4.16		商法司を廃止
5月16日	6.25	会計官	〈会計官へ移管〉
6月24日	8. 1		通商司の権限を拡大する太政官令達
6月27日	8. 4		通商貿易事務を通商司の所管とする旨を地方庁へ令知
同上	同上		為替会社及び通商会社の社則を起草 (以降、国内各地に両会社を順次設置)

和 暦	西 暦	所管省	事 項
7 月	8.	大蔵省	〈会計官の廃止〉
7 月	8.		東京貿易会社を東京通商会社と改称する
8 月	9.	民部省	〈民部省・大蔵省の合併〉
11 月 13 日	12.15		中島信行が通商正となる
12 月 10 日	1870. 1.11		通商司新潟支署を設置
明治 3 年			
1 月	2		新潟通商会社(商社)・為替会社の設置
7 月	8.		新潟支署が撤退
7 月 22 日	8.18	大蔵省	〈民部省・大蔵省の分離〉
7 月	8.		各地の通商会社を開商会社と改称する
8 月 14 日	9. 9		中島通商正が通商貿易の調査のため渡米する
12 月 25 日	1871. 2.14		東京開商会社が東京商社と改称する
明治 4 年			
3 月 14 日	5.3		新潟通商会社(商社)が撤退(明治 4 年 3 月以前)(注 2)
7 月 5 日	8.2		各地の開商会社を地方庁の管轄とする 通商司を廃止
明治 7 年			
9 月	1874. 9.		新潟為替会社、清算に入る

中央集権を志向する通商司政策には 2 つの立ち向かうべき方面があった。1 つは国内各地方、もう 1 つは諸外国である。これまでの関連研究(注 3)は、この 2 つの方面を念頭において政策が早期に破綻した要因を分析してきた。国内的要因としては、政策の草創的性格に由来する組織・規則の不備、政府による強制及び民間の自発的意欲の欠如、官と民との役割の未分化、政策実行者の認識不足、あるいは太政官札を用いた金融を中心に据えた手法の限界など、その政策意図の実現を阻んだ様々な要素が挙げられてきた。いずれもこの政策に内在した要因を指摘するものである(注 4)。

他方、通商司政策の破綻要因としては外的な要素がむしろ大きいのではないかと指摘もなされてきた。そうした研究においては、この政策が遂行される過程で、諸外国、とりわけ英国から強い抗議を受けたことを重視し、こうした外からの圧力こそが政策の目的実現を阻んだ最大の要因である、と述べられてきた(注 5)。

このように従来から、通商司政策の破綻をめぐって内在的要因と外からの要因との軽重が検討されてきた延長線上において、崎島達矢氏により、政策に内在的な要因を改めて検証する視点が提示された[崎島 2015]。そこでは、通商司の挫折を外国からの抗議で一括することは、近代国家形成過程で日本がどのような内在的課題を認識し、克服していったかを見落とすことになりかねない、として、この政策が本来新たな商律(商業の規律)形成を標榜しながら、政策実行者がこ

れを正しく理解せず、このことが通商司政策を自滅に導いた、という政策内在的な側面が重点的に検討された。その分析においては、とりわけ私権(商社)と公律(政府)の境界の未確立、及び政府内の明確な管掌規定の欠如、の2点が論ぜられ、その論証の材料として新潟での事例が扱われた(注6)。

ところで、「外からの圧力」については総体としての外国の圧倒的資本力が概念的に論ぜられることが多く、その具体的な姿が示されることは少ない。外圧を加えた側が通商司政策のどの部分を視野に捉え、それをどのように評価し、どの要素を特に問題とみなして抗議行動に及んだのか、といったことについて、一度深く立ち入ってみることで、内在的か、それとも外圧か、という議論はさらに深まるのではないか。

先述の崎島氏が論考の事例として用いた新潟に関しては、その「外圧」からの詳しい検証を可能とする史料が存在する。英国外交文書内の一群である(以下、新潟に関するこれらの文書群を総称して「英国史料」とする)。そこからは、新潟通商司支署の設置を契機とした同地での通商司政策の開始から、同支署撤退によるその破綻・終了までの、英国が関与した限りの経過を確認することができる。本稿において、筆者はこの「英国史料」を中心的材料に用いて新潟の事例を綿密にたどる。そして「外圧」の視点から通商司政策を追うことで、この政策が破綻した原因を再検討することを旨とする。

新潟での通商司政策の着手はむしろ後発であったが、その不首尾は早々に明らかとなり、政策実施はわずか半年余で閉じた。本稿結論で改めて述べるが、本司や他の支署に先立って新潟の通商司支署が廃止された時期は、全国的にも政策継続が実質的に断念された時期とも重なる。新潟において政策の破綻が如実に示されたことで明治政府が方向転換を迫られた、と考えられる。本稿の分析はその点で一層重要性を増す。

1.2. 「英国史料」と分析の前提

本稿では「新潟通商司騒動」とでも表現しうるような同地での錯綜した事態の推移を実証的にたどる。その前提として本稿の典拠史料及び論述手法について説明しておく。

本稿の中心的材料となる「英国史料」は、イギリス国立公文書館所蔵の「General Correspondence, Japan (F.O.46)」及び「Embassy and Consular Archives, Japan : Correspondence (F.O.262)」と称される同国外交文書に含まれる。この「F.O.46」と「F.O.262」は、19世紀半ばから20世紀初頭までに至る英国の対日外交に関する公文書類をまとめたものであるが(注7)。その膨大な史料のなかに、新潟における通商司政策をめぐる一連の経緯を記した文書群が見出せる。それについては表2に示した。

表 2 英国外交文書における新潟での通商司政策関連文書一覧(「英国史料」)

西暦 (1870 年)	往復書翰の発出元・発信先または附属文書の内容	和暦日付 (明治 3 年)	『抗議一件』 での史料の 存在の有無	本稿史料番号
書翰日付	往復書翰の大意			
附属文書日付				
1 8 月 20 日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰〔公信第 114 号〕 新潟において我が国の通商上の権利を妨害する事態が生じている。添付の文書で詳細を報告する。新潟では通商司と商社が結託して流通の独占を図っているようだ。現地でトゥループが抗議するとともに、私は数度に亘り日本の外務省・民部大蔵省の首脳と会談した。首脳らは現地官員の措置に反対である。現地ではなおも中央政府の意向に反した行動をとっていたが、中央政府は通商司支署を新潟から引き揚げさせ、県知事を辞任させる方針である。もともと、まだ注意は必要である。	〈7 月 24 日〉		
2 4 月 22 日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 今年 2 月以来、通商司・商社の活動が見られる。これらと県庁による布告文書類を送る。当地での我が国の通商を阻害するものと思われる。引き続き注視する。	〈3 月 22 日〉		
	〈2 月〉 新潟商社規則(「掟」)【英訳】	1 月	有	史料 1
	〈2 月〉 商社加入願書雛形(「願」)【英訳】	1 月	有	史料 2
	〈4 月 13 日〉 港流通商品に対する一律徴収金の告知及び料率表(「触書・覚」)【英訳】	3 月 13 日	有	史料 4
3 5 月 16 日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 新潟での布告類をさらに送る。商社の性格がさらに明らかになってきた。我が国との取極に反する。新潟での商品取引は 4 月 27 日から休止状態に陥った。県知事へ書面で抗議を行い回答を得たが、その内容は不十分である。	〈4 月 16 日〉		
	〈3 月〉 北海道産物に関する布告【英訳】*	2 月	有	史料 3-1
	〈3 月〉 北海道産物の取扱規則書【英訳】	2 月	無	史料 3-2
	〈4 月 29 日〉 「触書・覚」の実施に関する急告【英訳】	3 月 29 日	無	史料 7
	〈4 月〉 商社への報奨金に関する告知【英訳】	3 月	無	史料 6
	4 月 27 日 トゥループ領事から三条西知事への書翰	〈3 月 27 日〉	有	
	〈4 月 30 日〉 三条西知事・本野大参事からトゥループ領事への書翰	3 月 30 日	有	史料 9
4 5 月 18 日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 5 月 16 日に報告した、新潟商人の陳情とその回答を送る。	〈4 月 18 日〉		
	〈4 月〉 地元商人から県庁への嘆願書【英訳】	3 月	無	史料 5
	〈5 月〉 嘆願書に対する県庁の回答【英訳】	4 月	無	史料 8
	〈5 月 20 日頃か〉 「触書・覚」「掟」「願」を批判する注釈書き(「書面へ下ケ札」)【英訳】	4 月 20 日頃	有	史料 13-1, 2, 3
5 6 月 2 日	パークス公使からトゥループ領事への書翰 4 月 22 日、5 月 16 日、5 月 18 日の報告を承知した。新潟のほか大阪以外ではこのような通商司・商社の活動はない。昨日、日本政府へ申入れを行った。原口氏派遣との由。新潟の状況に関心を持って注視する。追報されたい。	〈5 月 4 日〉		
6 5 月 30 日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 商業活動休止状態は、その後一部解消した。しかし今度多くの和船が沼垂へ向かった。新潟の商人らは商店を閉鎖して抗議の意思を表明した。私は県知事に改めて書面で抗議した。まもなく通商司・商社の措置を見直す布告が発出された。町は安堵。	〈5 月 1 日〉		
	5 月 24 日 トゥループ領事から三条西知事への書翰	〈4 月 24 日〉	有	
	〈5 月 28 日〉 三条西知事からトゥループ領事への書翰【英訳】	4 月 28 日	有	史料 10
	〈5 月 28 日〉 県庁から検断への告知【英訳】【日本語原文写し(EO.262 のみ)*】	4 月 28 日	有	史料 11

7	7月2日	アダムス書記官からパークス公使への書翰(新潟から発出)	(6月4日)		
		新潟に着いたところ、県の布告を打ち消す告知を商社が行っていた。本日の談判で詰問した。県庁は中央政府からの指示を明確には知らないという。厳格な処置を取るよう約束させた。			
8	7月5日	トゥループ領事からパークス公使への書翰	(6月7日)		
		アダムスの当地出立後も県庁・通商司を追及するため、本日彼らと面談した。中央政府の意向はすでに早い時点で通商司本司の原口氏が新潟に伝えてあったようだが、現地官員の説明はあいまいである。			
	<5月30日>	「商社門前の掲札」【英訳】【日本語原文写し(F.O.262のみ)*】	5月1日	有	史料 15
	<7月2日>	三条西知事からトゥループ領事への書翰【英訳】	6月4日	有	
9	<7月2日>	県庁から検断への布告【英訳】【日本語原文写し(F.O.262のみ)*】	6月4日	有	史料 17
	7月22日	トゥループ領事からパークス公使への書翰	(6月24日)		
		原口氏が新潟を訪問した際のことについて、関連文書を入手した。通商司・商社が現れてからの布告類は撤回されているようだ。通商司官員は東京へ引き揚げることを望んでいるが、まだ確かではない。商社は財務的な困難に陥っている。			
	<5月14日>	民部大蔵省大隈・伊藤から原口少佑への「委任状」【英訳】【日本語原文写し(F.O.262のみ)*】	4月14日	無	史料 18
	<5月>	通商司本司から新潟通商司への書翰【英訳】	4月	無	
10	8月22日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰〔公信第119号〕	(7月26日)		
		8月11日付けで澤卿へ書翰を發出した。私自身の新潟訪問の意向を告げた。日本政府も処置に動いているが、新潟での通商司・商社の行動はまだ信用できない。			
11	8月29日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰〔公信第130号〕	(8月3日)		
		通商司が新潟から撤退した旨、トゥループから報告があった。			
12	8月16日	トゥループ領事からパークス公使への書翰	(7月20日)		
		中島通商正が新潟を訪問し、通商司官員は引き払った。商社の活動も正常化した。			
13	8月26日	パークス公使からトゥループ領事への書翰	(7月30日)		
		8月16日の報告を受け取った。満足すべきことである。貴君の尽力を多とする。本省へも一切を報告した。			
14	9月5日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰〔公信第133号〕	(8月10日)		
		8月11日付けの私から澤卿への書翰に対する回答は満足できるものであった。どうやら日本政府は真剣に対処している。新潟県知事に任命された平松氏も私を訪れ善処を約束した。			
	<9月3日>	澤外務卿・寺島外務大輔からパークス公使への書翰【英訳】	8月8日	有	史料 21

英国外務省史料 General Correspondence, Japan (F.O.46) に残る Despatches from Harry S. Parkes to the Foreign Office 1870, No.114, No.119, No.130, No.133 (横浜開港資料館複製本の分冊番号 351～354 に所収) を基とし、同じく Embassy and Consular Archives, Japan : Correspondence (F.O.262) に残る文書で F.O.46 にはないものを補足(*を付した文書)して作表した。

この表から確認できるとおり、「英国史料」は、パークスははじめ英国の在日外交官らが相互に交わした 14 通の往復書翰、及びそれら書翰に添えられた文書からなる。往復書翰の中には、通商司政策が展開された現地新潟に駐在する領事ジェームズ・トゥループ(正式な職名は領事代理)がパークスに宛てて、現地での事態とそれに対する彼の見解及び行動を伝えた 7 通の報告が含まれる。またパークスからは、トゥループに宛てて東京での日本側との折衝状況やトゥループに対する指示が伝えられているとともに、ロンドンの外務省本省に宛てては状況が見詰まった段階で 4 回の報告が行われている。

加えて、本稿では、この「英国史料」を補完する材料として日本外務省所蔵『新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議ノ一件』(以下、『抗議一件』とする。)を用いる。この史料は、明治政府内の外務省・民部大蔵省・新潟県庁などの文書のやり取りをまとめた一件史料であり、これまでも先行研究で論考の材料として用いられている[間宮 1968]、[崎島 2015]。本稿では、この史料の中の英国公使館が日本政府と接触をもった関連部分、すなわち表 3 に掲げた日英両国の政府関係者による 11 回の会談記録のみを「英国史料」に加えて用いる。

さらには、『抗議一件』とは別の日本側史料からも日英両国の 1 回の接触が確認できるので、表 3 にはこれを加えた。これについては後述する。

表 3 『新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議一件』(『抗議一件』)のうち日英両国会談記録ほか

日付 (西暦 1870 年)	参 会 者	日付 (明治 3 年)	本稿史料番号
5 月 18 日	外務省：(不明) 英国：シーボルト日本語書記官	4 月 18 日	
1 5 月 22 日	外務省：寺島大輔 民部大蔵省：伊藤少輔 英国：アダムズ書記官 (両国談判・第一)	4 月 22 日	史料 12
2 6 月 1 日	外務省：澤脚、寺島大輔 民部大蔵省：大隈大輔、伊藤少輔 英国：パークス公使 (両国談判・第二)	5 月 3 日	史料 14
3 6 月 20 日	外務省：寺島大輔 英国：シーボルト日本語書記官 (両国談判・第三)	5 月 22 日	史料 16
4 7 月 29 日	外務省：寺島大輔 英国：パークス公使	7 月 2 日	
5 8 月 6 日	外務省：澤脚 民部大蔵省：伊達卿、大隈大輔 英国：パークス公使 (両国談判・第四)	7 月 10 日	史料 19
6 8 月 22 日	外務省：澤脚、町田大丞 大蔵省：大隈大輔 民部省：大木大輔、吉井少輔 英国：パークス公使	7 月 26 日	
7 8 月 29 日	外務省：澤脚 新潟県知事拜命：平松 英国：パークス公使 (両国談判・第五)	8 月 3 日	史料 20
8 10 月 19 日	外務省：澤脚、寺島大輔 英国：パークス公使	9 月 25 日	
9 12 月 20 日	外務省：水野少丞 英国：パークス公使、サトウ書記官	閏 10 月 28 日	
10 12 月 20 日	外務省：水野少丞 英国：パークス公使、サトウ書記官	閏 10 月 28 日	
11 12 月 22 日	外務省：澤脚、水野少丞 英国：パークス公使	11 月 1 日	

1) 最上段の 1870 年 5 月 18 日は日本外務省所蔵『新潟港米穀津留一件』による。以下の欄外に 1 から 11 の番号を付したものは『抗議一件』による。

2) 1870 年 8 月 18 日(明治 3 年 7 月 22 日)、民部省と大蔵省は各々専任の輔・丞を置き権限を分かった(民蔵分離)。大隈重信、伊藤博文は大蔵省専任の大輔・少輔に任じた。

後述するように、本稿は以下の 2 つを主な典拠とする。

①「英国史料」(表 2)

②『抗議一件』内の日英両国による会談記録(表 3)

これら以外の史料を用いる場合を含めて、当時英国側(在京公使館員および在新潟領事)が知り

得た事柄に限って論述の材料とする。英国からの視点を定点として、「外圧」が捉えた新潟での通商司政策の推移をシミュレーションするのである。

とはいえ、事柄をよりよく理解するうえで、その他の日本側史料に基づく更なる若干の補足はやはり有用かつ必要である。それら当時英国が知り得なかった情報は稿末の注のなかで扱う。

具体的な論述方法としては、公使パークスや領事トゥループなどが書翰に記した文言を直接引用する形(和訳)で多用し、論述の流れの骨格とする。また、「英国史料」内の附属文書で主要なものを掲載し、『抗議一件』の会談記録も原文史料のまま掲載する。このようにして、典拠史料の特性を踏まえて事態推移を叙述的に記していく。

なお、「英国史料」は日本側史料である『抗議一件』全体よりも、新潟での事象に関しては格段に詳しい。例えば、「英国史料」の中で附属文書として収められている新潟での告知文書類には、『抗議一件』をはじめ日本側史料において従来確認されていなかったものが散見される(表2の「『抗議一件』での史料の存在の有無」の欄に「無」と記した文書)。それらは、有り体に言えば明治政府にとってあまり都合が宜しくないものが多い。『抗議一件』は、新潟での通商司政策の展開について検討するための好材料となる史料ではあるものの、全体的に史料内の文書相互の関連が明確でなく断続的と感じられる。また各文書自体にも一義的な解釈を躊躇させる曖昧な表現が散見される。本稿で用いる日英両国による会談記録もしかりである。細部が不明瞭なまま考察を進めざるを得ないことが、これまで同史料を基に新潟での動向を探る作業を困難なものにしてきた(注8)。しかし「英国史料」が伝える諸事象によって、これまで曖昧であった『抗議一件』内の文書表現の多くが明快に理解できるのである。これが上記①と②を併用して検証を進める意義といえよう。

なお「英国史料」内の附属文書で本稿に掲載するものはすべて日本側の作成になる文書であるが、「英国史料」では一部を除きそれらの英語訳のみが添付されている。しかし、本稿では可能な限り(すなわち、『抗議一件』の中に「英国史料」内のものと同じ文書が確認できる場合は)、その原文たる日本語で掲載する。これは原文書に即して、より正確な理解を期するためである。そして、日本語の原文が見出せない場合(すなわち、『抗議一件』の中に原文がない場合)のみ、筆者による「英国史料」からの日本語訳で掲載する。年号日付は、原文史料の掲載を除き原則として西暦で統一し、必要により和暦を併用する。また、通商会社は商社、貿易商社、通商会社、商社会所など様々に呼称されることがあるが、新潟に関する限り、これらはまったく同一と理解してよい。本稿では、原文史料の掲載を除き、商社または通商会社と記す。

2. 新潟における通商司政策

2.1. 新潟通商司と新潟商社の始動

英国側が新潟通商司とその配下にある新潟商社の動きを察知したのは1870年2月であった。在新潟領事トゥループは、1870年4月22日付けで公使館に向けて本件に関する最初の報告を送った。その報告は以下の文言から始まる。

「当地新潟において、通商政策の所管官庁である通商司、及び為替業務に携わる為替会社と交易業務に携わる通商会社(または商社)という組織が設置されたことについて、ここに報告する。当地では、1年前にも、ある官員の監督のもとで同じような組織が作られた。しかしその際は数人のさほど影響力のない商人が集まっただけであり、政府から委任された通貨検査を除けば取るに足りない業務を行っただけであった。したがって、交易に影響を与えるものではなかった。このたびは、その時と同じようにすべての開港場及び主要な都市において支署が設置されたようである。設置の表向きの目的は、通商関連法令に基づいた施政を行い交易を促進する、というものである。これらの組織は2月に新潟に姿を現わした」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年4月22日)

トゥループによれば、新たな通商政策(商法)に関する最初の動きは日本政府から出された2点の文書であった。1つは「掟」とされた文書であり、そこには新潟での新たな「商法」の基本が示されていた。

【史料1 新潟商社規則(「掟」) 1870年2月】

掟

今般為替会社・貿易商社御取建、商法御改正之御主意厚相心得、商業盛大御国内普通之儀、専ラ尽力可致事

- 一、両会社法律之儀、東京規則各条之通相心得可申事
 - 一、三都府諸開港場、為替手形・正金双方無差支引換可申事
 - 一、北海道産物之儀ハ、御規則之通取扱可申事
 - 一、外国交易ハ御条約面之通相守、売買之時ハ当社へ届出可申事
但、御制禁之品売買或ハ密商働候族於有之ハ、速ニ訴出可申事
 - 一、諸国之産物入船之節荷数品訳を以届出候ハ、売買至当ニ取計可申事
但、抜荷其外不正之取計いたし候ハ、取糺之上、其品取上ケ可申事
 - 一、權威私情を以不都合之所置、毛頭不可致事
- 右之条々堅相守へきもの也

午正月

為替会社

貿易会社

正福寺在宿

古谷通商権大祐^マ

もう1つは、この新たな「商法」に基づいて設置される組合会社への加入を申し込む際の申請書雛形であった。

【史料 2 商社加入願書雛形(「願」) 1870 年 2 月】

乍恐以書翰奉申上候

今般通商司当港御出張ニ相成、為替会社并貿易法商社御取建にて、普通盛大之商社御開可相成之段承知仕候ニ付てハ、私共儀右社中へ合併被 仰付候ハ、尽力仕度候間、此段御聞届被成下候様奉願候、以上

明治三年午 何町 誰 印

一、金壹万両	頭取取締
一、金五千両	同並同断
一、金五百両	肝煎
一、金三百両	同並同断

右之通、通商社にて御入用之節用達可申候、其節ハ一ヶ月壹分利足御書附御下ケ相成申候、此方入用之金子、右手形にて借用、壹分五厘ニ借用相成申候

(以下略)

「英国史料」及び『抗議一件』には、史料 1、2 に続く末尾に新潟通商司支署及び新潟商社の構成員が記録されている。それによると新潟通商司は 5 名、新潟商社は 7 名で構成されていた(注 9)。

新潟通商司	新潟商社
古谷通商権大佑	西村長左衛門名代 橋本功三郎
関戸通商少佑	島田十郎左衛門名代 小野善助
石原通商大令史	田中次郎右衛門名代 近沢藤九郎
海老原通商大令史	三ツ井八郎右衛門名代 村田恒五郎
三橋通商少令史	増田嘉兵衛名代 増田武兵衛
	栖原嘉次郎名代 島田助九郎
	手代 福田徳兵衛

こうして地元商人からの加入を募りつつ着手された会社設立の動きを察知したトゥループは、当初段階でこの会社組織の性格を次のように分析した。

「この組織は、西洋的な意味での一般の株式会社を目ざしているものではなく、むしろ銀行のような業務を行うことが意図されているようである。加入者には預託金の支払いが求められており、この金には月に定率 1% の利子がつく。預託者がこの金を自分の商売に使用したいのであれば、月 1.5% の利子を支払えばこれを受け取ることができる。こうしたやりとりでは一方だけが得をするように思えるが、おそらくは組織に加入した特典によってその損失が補われるということなのであろう」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870 年 4 月 22 日)

「商社は商品を担保としてこの金を預託者などに貸し付ける。こうした措置の表向きの理由と

しては、このような貸付金によってとりわけ外国との交易を奨励することが挙げられている。組合に加入する特典の一つが、加入者は日本商人が外国商人と行うすべて取引に関する報告を組合から得られる、ということなのである。商品を積んだ日本船が入港する際には商社に報告する義務があり、商社は商品を検査して有利に取引が行われるよう配慮する。この際に、商社自身が商品を買取るのか、あるいは荷主に代わって商品を売りさばくのか、という点は不明である」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年4月22日)

また、商社が実際に地元商人の勧誘を進めていく様子について、トゥループは次のように伝えた。

「この願書による加入申請は任意のものではない。商社の者が当地の有力商人らと呼び寄せて、この組合結社に加入しなければならない、と伝えたのである。呼び出しを受けた町で最も富裕な商人らは、加入しなければ今後商売を禁じられることを恐れて組織に加わった。加入を拒んだ何人かの商人はその意向を受け入れてもらえず、通商司の官員から加入を強制された。こうして新潟町とその周辺の商人およそ 100 名が組合結社に加入した。交易に携わる者でまだ加入を辞退しつづけているのはほんのわずかである」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年4月22日)

次に、「英国史料」は、新潟での商業統制が具体的に進められていく状況も記録している。翌3月には、新潟港の主力商品の一つである北海道産物の取扱に通商司・商社が今後強く関与することが布告された。

【史料 3-1 北海道産物に関する布告 1870年3月13日】

北海道産物之儀ハ、以来商社ニテ取扱歩合金取立相成候条、入津之節ハ送り状又ハ船腹書付を以通商司へ相届可申、自然ニ自儘ニ水揚いたし抜荷其他不正之取計いたし候もの有之節ハ、取糺之上其荷物取上ケ可申間、心得違無之様可相守事

但、産物取扱方規則抜書一冊相渡候条、不洩様可相心得事

一、当港へ入津之諸廻船、其時々積荷書付商社へ可差出事

右之通相違候条、得其意心得違無之様、其筋取扱之者共へ不洩様、急度可触示もの也

庚午二月十三日

新潟局

「英国史料」には、この史料 3-1 で触れられている北海道産物の「取扱方規則抜書」に符合すると推測されるものが見出せる。この規則抜書は『抗議一件』には見当たらず、したがって日本語の原文が確認できない。

【史料 3-2 北海道産物の取扱規則 1870年3月】

北海道産物の取扱について

北海道産物への手数料はこれまで様々であったが、このたび法律が改正され、今後は産物の区別なく売価に対してすべて一律に徴収されることとなった。

北海道産物を積載した船が入港した場合、その船を扱う者は積荷書を持参してすみやかに通商司へ届け出なければならない。船荷積卸しの際には、通商司が船へ立ち入り、その積荷書をもとに検査を行う。検査の後、商品の売買はすぐに相対で行うか、または通商司を通じて競売に付すか、いずれか有利な方法で行う。相対売買の場合には、その売買の場に官員が立ち会い、期限を定めて支払いを命じる。その際には保証金を徴収する。支払期限は遅くとも取引合意から 20 日以内とする。売買の際には税金及び商品代金を明記した書類を作成し、その書類に基づいて通商司が取引内容を記帳する。書類は記帳後、押印のうえ返却される。但し、すでに他港において納税済の商品でその証明書がある場合には、税金の支払は不要である。

これらの手続きが遵守されなかった場合、またはその他不正があった場合には、取調べの後、商品を没収する。また、不審な行為を発見して届け出た者には、相応の報奨金を与える。

没収した商品は売り払うこととし、通商司がこれにより得た代金は貧窮者に対して与える。

1870 年 3 月

こうした措置により、政府官員による取引現場の徹底した管理、及び確実な徴税が目指されていたのであった。

なお、通商司・商社が登場して以来の流通統制は、北海道産物と並ぶ新潟港の主力商品である米にも及んでおり、このことはすでに英国側も承知していた(注 10)。すなわち、2 月 24 日、新潟港からの米の移出を 2 ヶ月後に禁止することが水原県によって宣言された。水原県(注 11)はこの米禁輸の理由を、今年の収穫状況により米不足が解消できるかどうかを見極めるため、と説明した。しかし英国側の見立ては、これは表向きの理由に過ぎず、実際のところは、新潟での米穀流通を政府が掌握することにより、政府が収入を独占することが目的とみていた。

北海道産物の統制から 1 ヶ月後の 4 月 13 日、さらに水原県新潟局から、すべての商品を流通統制の対象とする旨の以下の布告が検断(注 12)に対して発せられた。

【史料 4 港流通商品に対する一律徴収金の布告及び料率表(「触書・覚」) 1870 年 4 月 13 日】
 当港輸出入諸売買品口銭或ハ手数料と唱へ、是迄下方自儘勝手ニ受取之、更ニ無商律段相聞へ、不埒之事ニ候、以後輸出入諸品とも、其時々商社会所へ相届改ヲ請可申、依てハ下方相対ニて口銭・手数料ヲ取受候儀不相成、向後別紙之通手数料取受方御改定相成候条、心得違無之様可致事
 但、抜荷密商其他不正之取扱有之節ハ、其品取揚ケ、急度可及沙汰候条、兼て心得違無之様可相守者也
 右之趣、小前末々まで不洩様、早々可相触示者なり

庚午三月十三日 新潟局(注 13)

覚

一、北海道物産類

壱割請取之

内

四分 税上納

二分五厘 商社積金

三分五厘 取扱人世話料

右ハ着荷物、入札或ハ相対を以公平之相場ニ売捌之上、前書口銭、荷主より請取之可申候、尤税済入津之分ハ手数料六分請取之事

一、輸入 塩、繰綿、蠟、砂糖、紙、木綿、呉服、釵、銃、水油、傘

四分請取之

内

壱分五厘 商社積金

貳分五厘 取扱人世話料

(以下略)

この触書では、取引を行う商品一切の商社への報告、及びそれら商品に対する徴収金の支払いが義務づけられた。そしてまたその触書に続く「覚」では、取引品目別の徴収金が具体的に示されてあった。それら徴収金は、上の史料 4 で掲載を省略した箇所を含めてまとめると、以下の表 4 のとおりである。

表 4 新潟港での移出入品に課される徴収金(取引額に対する料率)

	移 入			移 出	
	北海道産物類	塩、繰綿、蠟、砂糖、紙、木綿、呉服、釵、銃、水油、傘	竹、材木、七島産、素麵、石炭、炭、石、蕨、笠	米	油、粕、酒、干鰯、菜種、糖
税上納	4%	-	-	1%	1%
商社積金	2.5%	1.5%	1.5%	1%	2%
取扱人世話料	3.5%	2.5%	3.5%	2%	3%
計	10%	4%	5%	4%	6%

この触書及び覚に対するトゥループの見方は以下のとおりであった。

「この布告によれば、移入・移出される商品すべてを商社に届け出なければならないとされ、しかも従来なかった様々な高率の徴収金(注 14)が新たに課せられるようである。政府への税金は、その相当額が商社の資本金に回る。また取扱人世話料とは、どうやら船が他港からの国内産

品を積んできた際、当地の商人が船主から受け取っていた手数料に取って代わるもののようにである」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年4月22日)

「不可解なことには、これまでにはなかった高率の徴収金が北海道産物に対して課されている。当地の商人はこの点について、政府は北海道への植民活動を行うために現在多大な経費を費やしており、そのための資金が不足しているのだ、と説明を受けている。高額な徴収金を求める理由を近代的な植民活動のためとするなど、実に馬鹿げたことである」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年4月22日)

その上でさらに、このような措置が外国交易地としての新潟を不利に追い込むものである、とトゥループは考え、その憂慮をパークスに伝えた。

「移入品への課金は新潟港で売り捌かれる商品だけに課されることから、近隣の町に比較して新潟を不利な状況に置くことになる。こうした措置は外国貿易にも大きな影響を与えることになる。新潟港から外国への輸出品のうちの少なからぬ量は、海路で他港から運び込まれるものだからである」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年4月22日)

以上が、トゥループが公使館に伝えた、通商司・商社が新潟に設置されて以来、新たに講じられた一連の措置であった。

2.2. 現地新潟の混乱

その後の成りゆきはどうであったか。「英国史料」のトゥループは、これらの措置をめぐる政府官員と地元商人とがせめぎ合っていく様子を詳しく観察している。なお、そうした駆け引きの記録は、日本側史料である『抗議一件』には見出せない。本節の内容は、後段のトゥループと新潟県知事らとの書翰のやり取りを除いては、「英国史料」によって初めて知りうるものである。以降、それらを時系列に叙述していく。

まずトゥループは、地元商人の意を体した検断が新たな措置への抵抗を示したことを以下のとおり観察している。だがその抵抗はあっけなく排除された。こうした動きは、報告の文脈からすると3月の北海道産物に関する布告を受けてのことと考えられる。

「この町の3人の検断のうち2人までが、新たな措置は当地の商業上の利益を損なうものだとして布告を住民に伝えることを躊躇し、不服を申し立てた。町民に代わって不服を表明することは検断の権利であるが、これらの検断は当地の役所によって即座に解任させられた。商社が政府の力に支えられていることが改めて示されたわけである」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年4月22日)

次に、トゥループは、地元商人が当局に対して嘆願を行っていたことも把握していた。この嘆願のほうは、その内容からするとすべての取引商品への一律徴収が布告された4月中旬以降のことと考えられる。嘆願書で商人らは、これが政府への明らかな抗議と受け取られないよう慎重に文言を選んでいった。そのため、トゥループが公使館に報告するにあたって、書面の字句どおりでは理解が難しい箇所があった。トゥループはそうした箇所に適宜自らの言葉を挿入しながら以下

のとおり嘆願書を英訳して報告した。

【史料 5 地元商人による嘆願書 1870 年 4 月(下旬か)】

トゥループが補足した箇所は《 》で示した。

嘆願書

私ども、大川前通下一之町から横町までの 9 つの通りに居住する 65 名の商人(注 15)より、謹んでお願い申し上げます。

私どもは下他門店に所属しており、新潟港に運ばれてくる様々な商品を買入れることで生計を営んでおります。このたび《政府または県庁によって》商社が設けられるとともに、《政府または県庁によって》北海道産物に関する規則が定められ、今後これら商品は現金で正価で取引するものと定められました。北海道産物は、塩と同様、その半分以上を新潟から上州、信州、奥州、及び出羽まで運んでいって売るので、1、2 か月のあいだ支払いを猶予される信用取引が行われています。《この新たな規則が施行されると》船から商品を運ぶための経費や、現金を工面するために生じる利息を埋め合わせる元手がありません。このことは私たちにとって商売上の大きな打撃です。どうかこうした事情を御勘案いただき、何分にも御配慮くださいますよう謹んでお願い申し上げます。

《売買の方法が政府または県庁によって変更され、》すべての移入品は現金を用意して正価で買わなければならないため、他人を使ってこれら商品を売ることができず、したがって商品を流通させることができません。

その他にも、材木などの商品は大量に買入れた場合には小売を通じて売り捌くのですが、これらの売上金が全部すぐに手に入るわけではありません。そこで問屋《問屋および商社を意味している。新たな措置に関して特に訴えの対象となっているのは後者のほうだが、商社は政府が設立した組織であり、商人にはこれに申立てを行うことができない》に対して、これまでの商習慣を認めて、現金払の際の値引きを許してくれるようお願いしました。しかし問屋はこの提案を聞こうとはしませんでした。そのため、残された方法として船主に直接掛け合ったところ、船主らは、現金払の際の値引きに関しては価格さえ折り合えばこれまでどおりで構わない、とのことでした。そこで私たちはすぐにこのことを問屋《直接名指しできない商社のことを指す》に伝えたのですが、問屋としては、たとえ船主が同意しても当面はこうした値引きを認めるわけにはいかない、とのことでした。

こうした事態に私たちは非常に困惑しております。どうか、船主や問屋、それに他門の人々が、自分たちで合意したやり方でこれまでどおり取引を行うことを認める御指示をお出しくださいよう、謹んでお願い申し上げます。

このたびの《政府または県庁から指示のあった》税金や商社積金の徴収に関しては、御当局のお考えのとおり支払いをいたします。

当港に移入される様々な商品の売買取引がこれまでどおりの方法で行えるよう、何分にも

特段の御配慮をお願い申し上げます。

以下に 65 名の氏名および押印

1870 年 4 月

県庁へ

これまで新潟港は国内の中継交易地であった。船主から取引仲業者へ、さらには小売商人へと売買された商品の代金は、小売商人が遠方消費地での売買によって商品を現金化するまでのあいだ、仲業者は支払いを猶予されるのが通例であった。その一方で、小売商人があらかじめ現金を支払ってしまうということであれば、その分いくらか値引きが入る。こうして成り立っている長年の取引慣行は無視された。政府官員からの命令は、今後は一切正価で取引して現金で即時決済せよ、というものだった。

情勢は悪化していった。そしてこの月末には、港での取引が全面停止する事態となった。多くの廻船が新潟港を見捨てようとしていた。トゥループはその様子を次のように伝えている。

「4月27日以来、日本商人どうしの商売が完全に休止してしまうという憂慮すべき事態が生じている。長年当港で船荷を降してきた和船は、商品を積んだまま当港を離れて越後国内の別の港、あるいは能登に行つて船荷を降ろさざるを得ないことになってしまっている」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年5月16日)

新潟港での流通は滞ってしまった。なお、「英国史料」では触れられていないが、この取引休止状態は、先述した米移出禁止措置も一つの原因であったと考えられる。予告された米禁輸は4月26日に実施に移されていた。

さて、港で表面化してきたこうした混乱を、当局は懐柔策と強圧策とを併用することで打開しようとした。「英国史料」はそうした様子も確実に捉えている。

【史料6 商社への報奨金に関する告知 1870年4月28日】

トゥループが補足した箇所は《 》で示した。

告

このたび当港の貿易会社から、運河浄化や病院整備その他の公共的目的のために、同社が得た積金のうち年一万両を提供したい、との申し出を受けた。これはまさに交易を促進しようとする精神に根ざした、誠にありがたい申し出である。県庁はこの申し出に対して以下のとおり些少の報奨金を与えた。

1870年4月《4月28日に市中に現れる》 新潟県庁

金 20,000 疋 (= 50 両) を与える

貿易会社 御中

トゥループはこの告知について、懐疑的な解説を加えてパークスに報告した。

「商社が商社積金から年一万両を政府へ渡すというやり方が県にとってどのような恩恵があるのか、私には理解できない。というのも、この寄附の元手である積金は商社が自らの活動によって得たものではなく、当地の交易一般に対して政府が賦課した徴収金なのである。しかも、こうした寄附はまだ約束にすぎないので実際に行われるかどうかは不明であるにもかかわらず、もう一方の商社への報奨金のほうは少額であるにせよ現実的なものであり即座に実行されるものである(注 16)。こうした告知を一般町民に向けて行う目的は、おそらくは商社の評判を高め、その重要性を認知させることであろう」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870 年 5 月 16 日)

トゥループにとって若干不可解なこの告知が県庁から市中に流布された翌日、新潟商社は先に新潟局(新潟県)によって布告済み(史料 4「触書・覚」)の一律徴収をいよいよ実行に移すことを明らかにした。

【史料 7 「触書・覚」の実施に関する急告 1870 年 4 月 29 日】

急告

今月 14 日以降に取引された移出入品につき、明日 30 日に確定させて取引報告書を 5 月 1 日までに必ず提出すべし。明後日 5 月 1 日からは、徴収金受領のため商社係員が商社事務所、下川口番所及び広小路番所に在勤するので、以下の様式により取引の明細を届け出るべし。

記

数量、品名、単価(両)、総価額(両)、税額(両または銭)

上記の商品を、〇〇地方の〇〇(氏名)に対して売りました。御確認くださいようお願いいたします。

氏名、月日、商店名

商社 御中

以上につき、各商店に対して直ちに遺漏なく伝達すること。

1870 年 4 月 29 日 商社

正価・即時の決済を前提に、取引を明日確定させ、明後日にはその報告を提出し徴収金を納めよ、との商社からの指示であった。

「先月 14 日から 30 日までに売買された移出入品を今月 1 日に報告せよ、との命令は、当地の商人によって無視され、今のところ実質的に意味のないものになっている。しかし地元商人は結局この命令に従わざるを得ないのではないか」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870 年 5 月 16 日)

こうして官員と商人との軋轢が広がるなか、当局の姿勢はその後やや軟化した。当局は、先の地元商人らの嘆願に対して一定の譲歩を示した。

【史料 8 嘆願書に対する県の回答 1870 年 5 月】

急告

このたびの嘆願に関しては、すでに布告済みのとおり、通商司に対して税金等を支払うべし。ただし売買代金に関する指示については解除する。

新潟県

1870 年 5 月

(以下略)

公使館への報告のなかでトゥループは、この回答に関して以下のコメントを付している。

「県庁からの回答は嘆願書が触れていない事項にも言及しており、嘆願書とは正確に対応していない印象を受ける。回答は、どうやら書面による嘆願に加えて、口頭での嘆願にも関係しているものと思われる」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870 年 5 月 18 日)

5 月中旬の時点では、情勢はやや好転していた。

「4 月 27 日以来、地元商人によるすべての商業活動が停止していたが、嘆願書への回答があった後、すなわち今月中旬には、問屋その他による商業活動が多少なりとも再開した」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870 年 5 月 30 日)

しかし混乱がこれで収まったわけではなかった。それどころか、むしろ新潟港はこの後に混乱のピークに見舞われた。5 月 24 日、商人らは精一杯の全面的な抗議行動に及んだ。

「その後、当港にやって来た 15 隻ほどの和船が、どうやら材木、竹などの船荷を積んだまま信濃川対岸にある沼垂町に直接行ってしまった(注 17)。その際、新潟港の取引仲介業者は静観していた。これらの和船は、通商司や商社による取引への制限と妨害のため、直接沼垂に向かい、そこで船荷を下ろしたのである。それから数日後の今月 24 日、問屋や「仲買」と呼ばれる取引仲介業者をはじめ、すべての商店がごく小さな小売に至るまで一切営業を停止してしまった。私はすぐに知事に照会を行い、こうした取引停止状態について説明を求めた。回答はその日の午後に来た。これらの船は、新発田の大名が沼垂町にある兵営と学校を建てるための建材を積んでいたことから、これを前例としないという条件で沼垂町に船を付けることを認めた、とのことであった。私はその後、少なくともこのうち 2 隻は役所が許可を与えたものではなかったもので、新潟町の商人らは当局の許可を得て沼垂町へ渡って新潟町に引き戻した、ということを知った。こうした出来事に直接関係のない業者は、すぐに営業を再開するように厳しく命じられたことから、多くは 24 日午後にはこの命令に従った」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870 年 5 月 30 日)

さて、トゥループは自らが観察したこうした新潟港の混乱ぶりに関して、以上のようにその成りゆきを公使館へ伝えただけではなかった。「英国史料」によれば、すでに 2 月時点、すなわち「掟」(史料 1)や「願」(史料 2)の存在を察知した時点で、トゥループは現地当局に対して抗議の申し入れを行うことを考えた。だがその一方で、新潟と似たよう事態が他港でも生じているのではないかと、若干の躊躇を感じていた。そのため、現地判断ですぐに抗議行動を行うことは控えていた。

しかしながら、混乱が拡大の一途をたどっていた4月27日に至ってようやく行動に及んだ。すなわち、トゥループは新潟県知事三条西公允に宛てて抗議の書翰を発出した。その書翰でトゥループは、日本商人が外国商人と取引を行う際の商社への報告義務や、政府官員による取引への立会、さらには高率の徴収金の賦課などの措置を列挙し、こうした措置は英日修好通商条約第14条で「英国臣民は日本人と自由に、いずれの商品も売買することができ、こうした売買には日本政府官員の介入を受けることはない」とされた精神に明らかに反する、として、これらの措置の撤回を求めた。

加えてトゥループは、外国交易上の妨害は布告類で明示された以外にもある、と認識していた。「県への抗議において、私は特に日本商人と外国商人との取引の商社への報告義務を問題とした。それは、公表された規制事項には明示されていないが、この報告義務にはおそらくは外国商人との取引交渉が成立する前のものも含まれているからであった。これはすなわち、取引にあたっては商社の事前許可が必要になることを意味する。当地のオランダ副領事は、県知事が彼に宛てた公式の書翰を私に見せてくれたが、この書翰において知事は、少なくとも米の取引においては、日本商人が外国商人に売ろうとする場合には特別な許可がなければ交渉に入れない、と言明していたのである」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年5月16日)

トゥループからのこの最初の抗議に対する県からの回答は以下のとおりであった。

【史料9 英国領事からの抗議に対する県の回答・1回目 1870年4月30日】

(前文略)抑右商社之儀ハ、当地之商買、従前不可謂之習弊有之、奸商共競て厚利を貧り来り、就中間屋と唱ふるハ我国内諸方より輸入之物品、銘々倉庫ニ引受、其手数之償として荷主より多少之歩合申受、然れとも其品位之検査区々、自儘之商業ニ流れ、往々市勢衰微之憂を察して、商社を立る之法を許し、有志加入を望むものを集て公平便利を旨とせしめ、上ニ通商司之役員を置其商律を糺すへき之旨、我政府之命あれとも外国貿易筋を携るへきにあらず、右通商司之役員ハ東京民部省之管轄ニして我配下と云ふにあらず、亦望なき商人を無理ニ可致引入筈も無之、直ニ従前問屋共等之取扱を商社ニ移し、国内之諸品各區別を立、歩合を定めて検査之手数料ニ充て候ハ、開港場不開港場之別なく、凡商社之設ケ有る処、集来れる諸品之適宜を見据、入札或ハ公平之相場を立、其品ニ寄り、夫々之手数料、商社ニおみて取立候義ニて、曾て租税ニては無之、殊更蝦夷地産物ハ歩合口銭取立候ハ既ニ我国内公告ニおよひ有之、一般之事ニ御座候、(中略)元条約第十四条并各公使會議之第五条とも素より違背すへき謂も無之、商社之根柢ハ却て貿易之道をも隆至らしむる之意ニ有之、是等宜御諒察有之度、此段及回答候也、敬具

庚午三月

本野大参事

三条西知事

英国岡士 ツループ貴下

知事及び大参事は、この回答において新潟での従来の商業のあり方を「奸商どもが競って厚利を貪り、自儘の商業に流れていた」と痛烈に批判し、それゆえ「市勢衰微の憂いを察して」通商司が商社を設けたものである、とした。さらには、商社は地元商人を無理に加入させてはいないし外国貿易にも関係していない、貴国との取極にも違反していない、と主張していた。つまり、この時点で知事及び大参事は、通商司は県庁に属するものではない、としつつも、その通商司・商社による措置を擁護していた、ということが確認できる。

「英国史料」によれば、トゥループはこの新潟県庁からの回答には大いに不満であった。県庁からの返書では、新たな商法の趣旨や商社の性格が説明されているだけであり、外国商人との取引に対する通商司・商社の介入、及び商社積金等一律賦課金について、両国条約に照らした具体的な言及がなかった。

それからおよそ1ヶ月後の5月24日、新潟港が再び混乱に陥るに至り、トゥループは改めて県庁へ抗議書翰を送った。そして、「触書・覚」(史料4)が両国の修好通商条約に反していないかどうか、明確な見解を示すよう求めた。

この英国領事からの再度の抗議書翰を受け取った新潟県は、ここに至って態度を一転させた。

【史料10 英国領事からの抗議に対する県の回答・2回目 1870年5月28日】

通商司并商社之義ニ付云々御申越之趣、右ハ本日掛り役輩を以委細為及御引合候通り、商律之義ニ付、過日我三月十三日市民へ布告いたし候触書之内、民部省并外務省おいて猶懇切協議いたし居候次第も有之、夫の為今般別ニ通商司役輩出張いたし候間、右触書ハ先取消シ追テ右両省評議決定相成候迄ハ都て従前之通可相心得旨改めて市民へ布告いたし候、依之為御心得別紙布告書写壺通相添、回答旁此段申進候、拜具

四月廿八日

三条西知事(注18)

英岡士 ツループ貴下

県知事からのこの回答により、トゥループは、新潟での新たな商法のことはすでに中央政府に伝わっており(注19)、民部大蔵省と外務省とで協議が行われていたことを知った。そしてまたトゥループへは、中央からは通商司本司の官員(注20)が新潟に派遣されており、これを受けて県庁としては先の「触書・覚」を取り消す、ということも伝えられた。県知事からの書翰には、同日発せられた県から検断への次の布告が添えられていた。

【史料11 県から検断への布告(「見直し布告」) 1870年5月28日】

売買品取扱方之儀ニ付、当三月中相触置候処、尚御詮議之筋も有之候ニ付、右ハ追て相改可及沙汰候条、此段可相心得候事

右之趣、小前末々迄可触示もの也

四月廿八日 新潟県庁

検断へ

「県知事からの回答は、前日午前には町に触れ出された布告の写しとともに送付されてきた。この書翰では4月13日付けの「触書・覚」はすでに廃止され、新たな規則を検討しているあいだは通商司・商社の活動は休止状態である、ということが伝えられた。このことは町に大きな安堵をもたらした。もっとも、これが十分に信用できるものかどうかはまだ確実とは言えない」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年5月30日)

確かに、トゥループ宛ての書翰(史料10)で県庁は「布告書は取り消す(右触書ハ先取消シ)」と伝えたものの、布告(史料11)の文言では「尚御詮議之筋も有之候ニ付、右ハ追テ相改可及沙汰候条」とされているだけで、布告を取り消す、とまではしていない。新たな商法の見直しを示唆しているだけであった。事態の成りゆきはまだ不透明、と公使館に報告したトゥループの懸念が間違っていなかったことは、後日判明する。

そうは言いながらも、県庁による方針転換の意向表明は、やはり事態の好転には違いなかった。通商司・商社が現れて以来の新たな商法に対しては、地元商人による必死の懇願と抵抗があり、またトゥループ自らも県庁に抗議を行ったのであるが、トゥループはこの時点で、県庁に「見直し布告」を出すに至らしめたものは、直接的には中央から県庁への指示であったことを認識した。

2.3. 東京における英国公使館と日本政府

ここまでの新潟の状況を確認したうえで、今度は現地新潟と並行した東京での英国側の動きをたどる。

トゥループから最初の報告(4月22日付け)を受けた英国公使館は、そのトゥループからの報告に添付された「掟」(史料1)、「願」(史料2)、「触書・覚」(史料4)を、シーボルト日本語書記官を通じて日本外務省に渡した。5月18日のことである。このことは『抗議一件』とは別の日本外務省所蔵史料で確認できる(注21)。そしてその4日後の5月22日、同国公使館のアダムス書記官が日本外務省に乗り込み、日本政府側とこの件につき面談した。その記録が『抗議一件』に残っている。以下の内容である。

【史料12 両国談判・第一 1870年5月22日】

午四月廿二日 於外務省 寺島外務大輔・伊藤大蔵少輔・英国書記官アダムスへ対話書類
一、新潟一条御談判已後、御差置之書面民部省にて夫々評議いたし候処、書面へ下ケ札之通
にて如何とも不条理ニ相当り、右様之義ハ無之事ニ付、事実探索のため官員さし遣候処、同
所よりも官員出府候間、尚相尋候処、右様之布令致候事ハ無之趣ニ候

此時書面にて談判

右之通りニ付、此書面ハ伊藤書類ニ可有之と存候

本書有之候間、取調可申候

兩人之者を対し候旨之事、是ハ県之取扱ニテ外事ニテ相對し候事ニテ、通商之事ニ關係無之候

尚双方書面ニテ談判、此時書面相渡

右書面下ケ札之趣等ハ、御熟読候ハ、委細相分り可申候

熟読之上ニテ尚御談判可致候、乍去右出府之役人を御糺被成候成

右之書面ニテ相尋候処、一向不存趣ニ付、致再考候処、書中ニ添書など有之候間、是有覚書ニても有之御考を写取御考と被存候、尤差遣し候官員へも書面之趣意等を申合いたし遣候

承知いたし候、何れ書面熟読之上御談判可致候

この会談記録を仔細に確認する。民部省では、先にシーボルトが外務省に置いていった新潟での一連の文書類について協議したが、それらは「如何とも不条理」であって、実際のものとは思えない。そこで事実を確かめるために民部省から新潟へ官員を派遣した(注 22)。同時に本件に関係する現地官員(注 23)が新潟から出府してきたので、この者に本件の真偽をただしたところ、そのような布令は行っていない、とのことであった。また日本側はこの談判において、新潟の文書類の内容を「如何とも不条理」と考える論拠を記したものを持参していた。それは、これら布告文書類に下げ札を貼付した体裁であった。そしてその下げ札に記した文面を伊藤博文がアダムスに示した。すなわちこの伊藤が記した下げ札は、「掟」「願」「触書・覚」といった新潟での布告文書類に対する政府としての見解表明であり、民部大蔵省はこの日の談判でその見解をアダムスに伝えようとしたのであった。そしてこの談判は、その下げ札の文言をもとに進められた。「書面へ下ケ札」は相当に長い文章であるため、アダムスがその場で十分に理解できるものではなかった。また、この下げ札の趣旨は、民部省が新潟に派遣した官員にも伝えてあった。今般新潟から出府してきた官員は、まだそのことを知らないと言っていた。結局アダムスは「書面へ下ケ札」をその場で受け取り、公使館に持ち帰って熟読して改めて両者で談判を行うこととした。

さて、それではその下げ札とはどのような文言であったか。その内容は『抗議一件』及び「英国史料」の両方で確認することができる(注 24)。これらは長文にわたるが、ここでは『抗議一件』によりその主要部分を確認する。

まず、「掟」(史料 1)に関してである。下げ札は、これを公権力行使と私的結社の社内規則とがまったく渾然としたものになっている、と批判した。「両会社法律之儀」の文言などはその最たるものである、また、商社への届出がない取引を「抜荷」すなわち密輸と称することについては、不正を監視するのは官員が行うべきことであり商社の手を借りるものではない、と強く否定した。伊藤が記した逐条の批判を「掟」本文とともに以下に示す。本稿筆者が下線を付した部分が、伊藤による下げ札にあたる文言である。

【史料 13-1 「掟」に関する「書面へ下ケ札」(1870年5月中旬)】

今般為替会社・貿易会社御取建、商法御改正之御趣キ厚相心得、商業盛大御国内普通之議、

専ラ尽力可致事

此掟社中ニテ定ムル所ノ私律カ、将タ政府司法官ノ禁令カ、不言ニシテ弁スヘキモノナリ、立文ノ体裁、甚ソノ当ヲ得サルナリ

一、両会社法律之儀、東京規則各尅通相心得可申事

会社ニテ定ムル私権ノ約束ヲサシテ法律ト称スルハ、字面不当ノ極ナリ、僅々ノ辞弊、終ニ全体ノ旨趣ヲ誤スルニ至ル、宜ク改正ス可シ

一、三都府諸開港場、為替手形・正金双方無差支引替可申事

一、北海道産物之議ハ、御規則之通取扱可申事

北海道ノ産物ハ開拓使ノ所轄ニ属ス、故ニ此条削去ス可シ

一、外国交易ハ御条約面之通相守、売買之時ハ当社へ届出可申事

但、御制禁之品売買ハ密商働候もの於有之は、速ニ訴出可申事

外国交易ハ御条約面之通相守ノ義ヲ、社中記臆ノタメ掲載スルハサルコトナレトモ、他ノ商買売買ノ商品時々商社へ可届出ト揭示スルハ、其義甚適當ナラサルナリ、畢竟地方官・海關稅務官ハ何故ノ設ナルヤ、社中輩、其旨了解セサルハ恕ス可キナレトモ、通商司官員ニ於テハ、此レ公法正理ヲ錯誤シ、政体ヲ紊乱スルノ義ニテ、其責頗ル大ナリヘシ

但シ書ノ旨趣ニ於ルモ同義ナリ

一、諸国之産物入船之節荷数品、訳を以届出候ハ、売買至当ニ取計可申事

但、抜荷其他不正之取計いたし候ハ、取糺之上、其品取揚ケ可申事

商買ノ商品ヲ売買スル、素ヨリ自由ノ私権ヲ有ス、今其商法ノ更ニ流通ヲ便ニセンコトヲ謀リ、却テ権束拘留ノ所置アラハ、コレ惡湿居卑ノ尤甚シキモノナリ、故ニ此旨趣ヲ改メ、商人ノ望ニ任セ、社中ニテ売買スルヲ得ヘキノ意味ニセハ可ナラン歟

但シ書ノ意味ハ、商社へ届出サルモノヲシテ抜荷トスルカ、コレ権束ノ尤甚シキモノ也、且不正ノ品売買ヲ監視糺督スルハ、固ヨリ有司存ス、何ソ商社ノ手ヲ仮ランヤ

次に、「願」(史料 2) についてである。これに対してもまた、下げ札は厳しい批判を加えていた。例えば、商社が徴する商社積金については、以下のように咎めた。

【史料 13-2 「願」に関する「書面へ下ケ札(抄)」 (1870 年 5 月中旬)】

頭取取締以下肝煎等ノ社中へ積金スルハ臨時商法原金ノ予備ナルヘシ、故ニ其意、協力義ヨリ出ルニシテ、決シテ拘束スルモノナラス、然ルヲ本文ノ如クセハ、商社ハ政府ノ一区ニシテ、其商法ノ調達金ヲ官ヨリ下命スル筋ニ当リ公私混雜、尤体裁条理ヲ乱シ甚不相当ノコトナリ

さらには、「触書・覚」(史料 4) に関してである。下げ札は、民間たる商社が法律の制定権や監督権を掌握し、さらには租税事務を行っている国家などありえない、もし通商司が新たな「商法」

を必要と考えるのなら、現地官員から本省に稟議を上げて定めればよい、として、この布告を厳しく咎めた。

【史料 13-3 「触書・覚」に関する「書面へ下ケ札(抄)」 (1870年5月中旬)】

立国之体裁各邦各様ニテ、或ハ君権無限、万機独裁スルアリ、或ハ制法・行政・司法ノ三権ニ分チ、政府ト国民ト之ヲ維持スルアリ、或ハ豪族協合之政治、或ハ国君・国民ノ際限ヲ定、才能ヲ拔擢シテ、之ヲ主宰セシムルノ政治、其他尚各種アルベシト雖モ、未タ法制禁令ノ要権ヲシテ、商社ニ属ス体アルヲ聞カス、決シテ然ル可ラサルノ理ナレハナリ、苟モ其制ヲ誤ル、其害実ニ大ナル可シ、今此布告ノ如キハ、則制法ト禁令ト加フルニ租務ヲシテ、併セテ商社ニ属スルノ義ナリ、何ソ錯誤倒錯ノ甚シキヤ、故ニモシ其他ノ商法定規ナク、商買相共ニ自由ヲ得サルノ弊アリテ、通商司此レヲ修治セサルヲ得サルトセハ、能ク其由ヲ審ニシ、本省ニ稟議シ、コレヲ地方官ニ令シテ、以テ調理ヲ得セシムヘキモノナリ

但書ノ如キハ、尤モ不相当ノ極ト云可シ

これら下げ札の趣意を要するに、新潟で行われている商法は中央政府の考えに著しく反する、よって改めるべし、というものであった。

5月22日の談判でのアダムス・寺島・伊藤による申合せのとおり、やがてこれに続く談判の場が設けられた。10日後の6月1日、今度は公使と外務卿という両国の外交責任者による談判であった。この談判に関しても、『抗議一件』のなかに記録がある。以下の内容である。

【史料 14 両国談判・第二 1870年6月1日】

午五月三日 於外務省 澤外務卿・寺島外務大輔・大隈大蔵大輔・伊藤大蔵少輔・内海兵庫
県大参事 英国公使へ対話書類

新潟にて町ニ触出し候書面ハ禁止之御触御差出し可被成候様存候

素より禁止之触ハ差出候積ニ候

其触ハいつれより出候哉

其土地之官員より差出候

政府より御差出被成候方可然候

政府より可差出儀ニハ候へとも、全く通商司より出し候書面ニ候哉、其虚実不相分候間、役人差遣し相糺し候上、処置いたし候積ニ候

過日新潟より役人出府候様承知いたし候

其役人相糺候処、右様之事ハ無之、商社之者より差出候趣ニ候、右新潟へ差遣し候役人ハ十日程已前ニ着いたし候、昨日も新潟より参り候者ニ面会、右之触書を見せ候処、全く商社之ものより差出候書面ニ付、厳敷叱り為相止候趣、是ハ右当地遣し候改役人之到着已前之事之由ニ候

一体通商司と商社之別ハ如何ニ候哉

通商司ハ民部省中之一官ニテ、商人之取締いたし、其商法を立、其取税之法を立得儀なれとも、右役名始り暫時之事ニ付、いま夫迄之手續ニハ至り兼候、商社ハ全く商人仲間ニテ組合を立候事ニ候

右町触禁止候御布告之義ハ、いつ頃迄ニ可相分候哉

一週日頃ニハ可相分候

通商司ハ知事ニ随従いたし候ものニ候哉

左様ニハ無之、通商司ハ商買上之事ニ関係候故、其筋を取調、知事へ差出候訳ニテ、布告書は知事より差出候事ニ候

大坂之商社ニも紛紜差起り居候趣、兎角役人不宜候、夫故商人共も勝手次第之事いたし候様ニテ、更ニ法ハ立不申候

法則不相立ニはあらされとも、最初此官を設候節、拙者共相掛り候積之処、他人被命候間、拙者共トハ見込違之廉も有之、此節右規則改正候積、取調中ニ候得共、或ハ徳法と存候事も実地ニ行ひ、妨碍之有無も難計、夫是斟酌いたし候ニ付、取調方急速ニハ行届兼候

左候ハ、御規則御改正迄、通商司御止メ被成候方可然、通商司ハ貿易上無差支様可為致善之処、却テ妨碍を生し申候、新潟ニテハ、右触書ハ通商司并知事共、尤ニ存居候由、即チ此手紙御読可被成候

此時新潟より差越候日本人之手紙差出

此書面に依れば、新潟ハ鎖港之体ニ相見へ候

この談判でパークスは、先の「書面へ下ケ札」で示された考えに基づいて現地官員の措置を改める件はどうなっているのか、中央政府が先の新潟の文書類を廃する旨の布告を出すべきではないか、と主張した。さらにパークスは、現地官員の行動が不適切なので新潟での貿易に障害が生じている、新潟では港が閉鎖したような状態に陥っている、ということも伝えた。

これに対して日本側は、前回談判(5月22日)と同じ基本姿勢をもって、パークスに対して次のように弁明に努めた。すなわち、新潟での布告文書類は中央政府として廃止すべきものではあるが、それらは本当に通商司が出したものなのか真偽が明らかでない。このことは、人を派遣して調査した上で処置する所存である。先般新潟から出府してきた官員によれば、商社が出したものだ、ということだった。また、新潟から出府した別の者に昨日訪ねたところ、これらは商社が出したものであるため商社を叱って止めさせた、と同じような説明であった。日本側はそう述べたうえで、さらにパークスからの追及に応じて、本来想定していた通商司及び商社のあるべき役割分担を述べるとともに、当初通商司を設けた際には自分たちが担当するつもりであったのだが、実際には他の者が担当したために、通商司は見込み違いのものとなってしまった、これは改めるつもりである、とも打ち明けた。

以上の後段の弁明は、通商司の事情に詳しいその内容から推察して、民部大蔵省の大隈重信及

び伊藤博文によるものであろう。

この談判の翌日、パークスは新潟のトゥループに書翰を発出した。その6月2日付けの書翰でパークスは、トゥループからの現地報告を受けて前日に東京で日本政府首脳と会談を行ったところ、政府首脳らは新潟の官員による措置のあり方を明確に否定した、ということ伝えた。加えてパークスは、トゥループが当初段階で即座に自ら行動に及ぶことを躊躇した理由、すなわちトゥループの眼前に現れた事態が他の開港地・主要商業地などでも同じように生じているのではないか、という懸念を否定した。その上でトゥループが新潟でとった行動を支持した。以下がそのパークスからの書翰の内容である。

「通商司と商社とが結託して新潟において巨大な独占状態を作り上げていること、そしてこの独占状態が続けば国内・海外との交易に対していずれもきわめて重大な制限が加えられることになる、との貴君の報告について、詳細に承知した。江戸ではこうした組織は活動しておらず、私の知る限り兵庫・大阪以外の開港場では活動していない。貴君からの公信を受けて申し入れを行ったところ、日本政府はすでに小丞の職にある原口という官員を先月13日に新潟へ派遣した、とのことであった。同氏はすでに貴地に到着していると聞いている。また、原口氏が、新潟での布告文書類に対する大蔵省による注釈書きの内容に沿った指示を現地新潟で申し渡した結果として、通商司及び商社を廃止する旨の布告が行われる、と聞いている。江戸の中央政府は、通商司と商社との結託には反対である、と私に表明している。通商司支署官員、商社、及び新潟県庁官員らがこうした中央政府の指示にどれほど従っているか、今後も報告されたい」(パークス公使からトゥループ領事へ 1870年6月2日)

トゥループへのこの書翰によれば、前日の談判においてパークスは、日本側の会談記録(史料14)にあること以外に、通商司本司の原口少佑が新潟官員へ中央政府の意向を伝えるため、すでに5月13日に東京を出立していた、ということも聞いていた。5月18日にシーボルトが日本外務省に「掟」「願」「触書・覚」に関して詰問する以前のことである。ということは、日本政府は英国公使館から抗議を受ける前にすでに事態収拾に向けて動いていた、ということの意味する。注意を要する。

さて、パークスが6月1日の談判において中央政府の考えを確認したことに関連して、彼が伊藤の筆による下げ札に対して高い評価を与えていた、ということも「英国史料」からは確認できる。パークスがそうした見解をロンドンの本省に伝えるのは、新潟での事態が収束に向かう8月20日になってからなのであるが、ここでその長文の報告の中から、彼が通商司政策を直接的に評した箇所を示しておく。

「自由な商業取引という考え方は、どうやら日本人には馴染みが薄いようである。新政府が成立する以前、この国で商売を始めるためには問屋などの同業組合に加入しなければならなかった。ごく普通の小売店や職人でさえ、その職業を営むには「株」と呼ばれている営業権を取得することが必要であった。商人たちは、こうした規制を維持することに対して地方の役人と同じほど積極的であった。一般的には商人ら自身がそれぞれの組合員数を決めて、その特権を得るための

多額の入会料を課す。こうした独占状態ができあがることで、商人らが当局に対して上納金を納めることが可能となる。政府と商人とはこのシステムを維持していくことで利益が一致していた。というのも、役人にとってはすべての商取引が容易に把握でき、したがってそれらを規制することも可能になるからであった。このような行動様式から日本の商業を解き放つということは我々の重要な政策課題である。このような方策の実行が新政府において真摯に企てられているのであれば、そうした新政府の一部の者の自由主義的な考え方は非常に高く評価すべきであろう。その自由主義者たちは、彼らが儲けを得させようとしている、まさにその階層の人たちの反発に遭遇することになるのであるし、またその商人たちの儲けの中からの収入を絶たれてしまう役人らの不興を買うことになるのである。こうした措置の成否は、政府が各開港場の現地官員や関係者らをどれだけしっかりと制御できるかにかかっている。大阪と新潟で得られた経験からすると、こうした制御は不十分である。そのため、現地の通商司官員は商人らと一緒に、彼らの任務であるはずの独占状態解消ではなく、さらに一段と包括的な独占状態のもとで商業を盛んにする機会を見出してしまっている。

今回の場合、政府首脳らは、彼らが新潟での措置について承知していなかったこと、そうした措置は自分らの指示に反していること、そのため現地の動きについての情報を得るために官員を派遣したこと、などを私に語り、さらには首脳らの指示が入った注釈書き(筆者注-「大蔵省の注釈書き」、すなわち「書面へ下ケ札」。注 24 を参照)を私に示してくれた。その注釈書きでは、商社設立に関する布告文書類の条文に詳しい検討が加えられていた。首脳らは、通商司の現地官員らが自らの本分を忘れて商社の商人らと結託していることを強い調子で戒めていた。また、通商法令の制定という本来政府だけに認められた権力を商社が行使していることを非難していた。そして、通商司と商社は極めて忌むべき不正に満ちた独占システムを作り上げようとしている、として批判していた」(パークス公使からグランヴィル外務卿へ 1870 年 8 月 20 日)

3.4. 通商司・商社のさらなる抵抗

さて、ここまで新潟と東京の動きをたどってきたところによれば、英国側は、日本の中央政府は新潟での通商司・商社の措置を厳しく批判していることを知ったものの、その一方で、6 月 1 日の談判(史料 14)で判明したとおり、中央政府は新潟での情勢を正確に把握できず、そのため事態制御のための対応が十分にできていないようであった。そうした中、「英国史料」は、新潟通商司・商社がなお自らの措置の貫徹を図ろうとした様子を記録している。

5 月 28 日の県庁から「見直し布告」(史料 12)の 2 日後、新潟商社の門前に新たに告知文が掲示された。それは、県庁によるこの布告を上書きするような内容であった。

【史料 15 「商社門前の掲札」(「上書き告知」) 1870 年 5 月 30 日】

前書之通被 仰出候間、以来北海道産物税銀并輸出品仲税之儀ハ商社ニおいて一切関係不致候へとも、其他商社規則之儀ハ先般取極候通取扱候事

五月朔日

新潟商社会社

徴収金のうちの税上納だけは商社と関係しない、ということは、つまり他の徴収金(商社積金、取扱世話人料)はこれまでどおり商社が取り立てる、ということの意味した。そしてまた、取引一切の商社への報告義務などを定めた商社規則はまだ有効である、と告げられていたわけである。こうした内容の告知文が、県庁からの検断への「見直し布告」と並べて、市中に向けて掲げられていたのであった。新潟での新たな商法は、「見直し布告」以降もまだ継続していた。

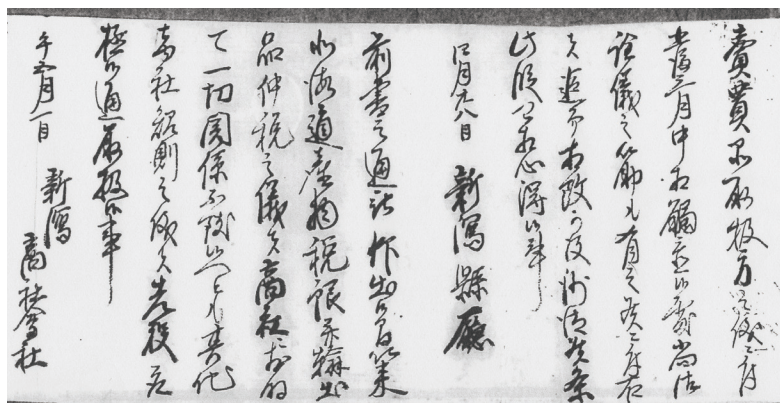


図1 新潟県庁から検断への「見直し布告」(1870年5月28日)及び新潟商社による「上書き告知」(同年5月30日)

新潟商社の門前に2つの告知文が並べて掲げられていた。商社告知文の内容は県庁布告を上書きするものであった。本図は「英国史料」(E.O.262)内にある(『抗議一件』の文面と若干異なる)。

ところが、「英国史料」によれば、英国公使館はこの「商社門前の掲札」(「上書き告知」、史料15)を知るまでにかなりの日数を要した。現地での成りゆきを注視し続けていたはずのトゥループが「商社門前の掲札」を軽視し、公使館への報告を怠ったからであった。公使館が新潟のある日本人からの知らせによってこの掲札のことを知ったのは、史料16で判明するとおり、半月以上を経た6月18日であった。また、トゥループは、公使館への報告を怠ったばかりでなく、現地当局への抗議も行わなかった。トゥループは、彼自身の後日の釈明によれば、知事・大参事ともにしばらく新潟町を離れてしまったため、抗議する適当な相手方官員を見出せなかった。そしてトゥループは、新潟港の主要な後背地をなす内陸地域(会津・米沢方面)の資源調査を行うため、6月16日以降、新潟を不在にした。開港2年目を迎えていた新潟港周辺の鉱物・蚕糸・茶など輸出有望商品の生産地の状況を調査することは、通商司への処置にも劣らず重要な自分の任務である、とトゥループは認識していた。そうした自らの考えや行動について、後日、トゥループは7月5日付けのパークスへの書翰で説明した。こうしたことから東京のパークスは、遅ればせながら6月18日になって「商社門前の掲札」の存在を把握した。

新潟の通商司・商社がなおも中央政府の意向に不服従であることを知ったパークスは、即座に2つの行動に出た。

そのまず1つとしては、日本外務省にシーボルトを遣ってこの掲札のことを詰問した。『抗議一件』には、6月20日に行われたこの面談の内容が記録されている。

【史料 16 両国談判・第三 1870年6月20日】

庚午五月廿二日 於外務省 寺島外務大輔 英国書記官シーボルトへ対話書類

新潟商社役所之門前へ布告書張出し有之候趣、一昨日新潟表より申越候、右文大意
北海道之産物ハ勿論、外国輸出品之外ハ、今迄商社之規則を己来都テ相守り取扱ひ可申
事

右之通掲ヶ有之候処、先頃大蔵民部之御官員御申聞之趣と今般御布告之趣旨とハ相違いたし候、右ハ如何之訳ニ候哉、既に御承知相成居候哉

一向ニ不存候間、早ニ民部大蔵省へ問合せ、明後日迄ニ有無共御挨拶いたし可申候

シーボルトから尋ねられた日本外務省は、「商社門前の掲札」のことを承知していなかった。そこで寺島は、民部大蔵省にあたって一両日中には回答する、と応じるしかなかった。もっとも、「英国史料」及び『抗議一件』を確認する限り、日本政府はこの掲札への処置につき、しばらく何も英国側に回答しなかった。やがて7月29日になってパークスが寺島に催促し、さらには8月6日にもパークスが外務卿を前にこの件を持ち出すことになる(両国談判・第四、史料18)。これらのことは後述する。

パークスがとったもう1つの行動は、公使館員アダムスを通じての現地新潟官員への直接的働きかけであった。こちらは「英国史料」で確認できる。結局はこの働きかけにより事態打開への早道が開かれた。こうした事情を、パークスは本国外務省に対して以下のように報告している。

「この時点において、私は養蚕地域のある町を訪問していたアダムス(注25)に対して、そのまま新潟まで足を延ばし、新潟での出来事を観察して私に報告せよ、と指示すべきと考えた。アダムスを新潟に派遣することで、新潟の地元当局の動きを我が公使館が注視していることや、我が国の領事の行動を公使館が支持していることを明確に示すことができると考えたからである」(パークス公使からグランヴィル外務卿へ 1870年8月20日)

すでに6月6日に東京を立出していたアダムスは、彼の7月2日付け書翰によれば、パークスからの指示を信州上田に滞在している間(6月20日から同22日までのいずれかの時点)に受け取った。そして6月27日夕方、新潟に着いた。一方、6月16日に新潟を立出して会津・米沢を巡っていたトゥループは、アダムスが新潟に到着した時点ではまだその調査旅行の途上であり、7月1日になってようやく任地新潟に戻った。到着後、トゥループは急ぎアダムスと新潟県庁との会談を設定した。その会談の様子について、アダムスは談判当日(7月2日)のうちに記し、現地から公使館に報告した。そこから確認できる談判での問答は以下のとおりである。

「冒頭、私は知事と大参事に対して、本官の新潟町訪問の目的はすでに我が国公使と江戸の中央政府との間で何度か協議が行われているところの通商司及び商社の経過について承知するためである、と告げた。加えて、近々のうちにパークス公使が当地を訪問する意向であることを述べた」(アダムス書記官からパークス公使へ 1870年7月2日)

「さらに私は、先の4月布告を撤回した新たな布告の2日後の日付で別の告知文が商社の事務所入口の板に掲示されていたのを見つけ、私は大いに驚いた、この商社からの告知文は如何なる意味であるか、と尋ねた。知事と大参事は、私と同じような驚いた様子を見せた。自分たちはそのような告知文を見たことがない、と言うのである」(アダムス書記官からパークス公使へ 1870年7月2日)

アダムスはさらに続ける。

「私は、商社の活動に厳しい批判を加えた注釈書き(筆者注-「大蔵省の注釈書き」すなわち「書面へ下ケ札」)にも言及し、中央政府からこの文書を収受したあと新潟ではどう処置したのか、と尋ねた。すると、またもや驚いたことに、知事も大参事も、そのような文書は受け取っていない、と答えた。私は大声で言った。新潟での出来事に関して政府から発せられた今年の最も重要な文書が新潟県で最も権限のある役所に送られていないとは、一体どういうことか、これでは新潟での商取引が休止状態になってしまうのも道理である、開港場で外国交易の所掌を委ねられている役所がこうした文書を逐一承知していないのでは、適切に業務を遂行できるわけがないではないか、と」(アダムス書記官からパークス公使へ 1870年7月2日)

「私はさらに、新潟にいる官員の誰かがこの文書のことを知っているのではないか、誰かが受け取ったのではないか、文書が江戸の民部省から新潟の通商司支署に送られたのであれば、新潟通商司は貴殿らにこの文書を示すべきではないか、と詰問した。するとこの問いに対する知事と大参事からの返答は、通商司支署は県庁からは独立しており、彼らが県庁と協議するほどの重要性を認めないのであれば、我々との協議なしで通知を発出できるのだ、とのことであった。私は即座に言った。このような重要なことであっても貴殿らと協議を行わないのであるか、と」(アダムス書記官からパークス公使へ 1870年7月2日)

「談判の末、我々は、本件について調査を行うことや、告知文を出した人物を処罰すること、そしてその後すべての経緯を江戸の中央政府に報告することで合意した。さらに私は、通商司・商社に関わる布告類はすべて撤回された、ということを新潟県庁が即刻改めて布告することを要請した。そしてこのことが約束された」(アダムス書記官からパークス公使へ 1870年7月2日)

このアダムスの要請に基づいて新たに発出された布告写しは、同じ7月2日の夕方に新潟領事館に届けられた。この布告は5月28日に県庁が発した「見直し布告」(史料11)をより厳密にしたもので、そこでは通商司・商社が現れて以来の新たな商法が明確に取り消されていた。

【史料 17 県庁から検断への布告(「取消し布告」) 1870 年 7 月 2 日】

布告写

売買取扱之義ニ付、尚評議之品も有之間、追て相達候迄ハ当三月中達置候布告面は取消之積、四月八日相触候処、未た心得ざるものも有之趣相聞、甚た不都合之至ニ候、依てハ追て改て相達候迄ハ従前之通可相心得事

右之通不洩可触示もの也

六月 新潟県庁

検断へ

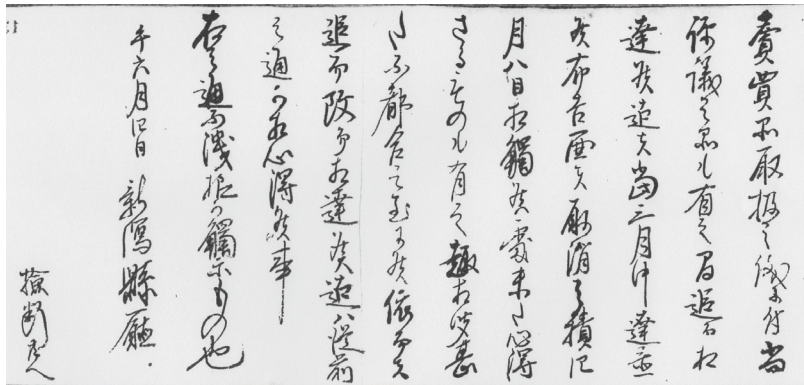


図 2 新潟県庁から検断への「取消し布告」(1870 年 7 月 2 日)

アダムスからの要請を受けて 7 月 2 日に発出された。新たな商法を禁ずる趣旨が「見直し布告」(5 月 28 日) よりも徹底されていた。本図は「英国史料」(EO.262) 内にある(「抗議一件」の文面と若干異なる)。

こうして現地での措置はとりあえず是正された。

その一方で、アダムスが新潟での談判で合意したもう一つの事項、すなわち中央政府が新潟に伝えたはずの「書面へ下ケ札」による指示が、その現地新潟でどのように扱われたのか、ということについての追及は難航した。7 月 2 日夕方の時点での県庁からアダムスへの回答は、県庁としては「本日先刻の会談において合意したとおり、通商司支署に対して、当港商社が定めた規則に関して政府が注釈書きを加えた文書のことを承知しているか、と照会したところ、同支署からは、この件に関して江戸からは何らの指示を受けていない、とのことであった」というものであった。

新潟での談判の翌日、アダムスは養蚕地調査を再開するために上州へと向かった。一方トゥループは、7 月 5 日、三条西、本野、及び新潟通商司の関戸由義通商少佐と面談し、改めて「書面へ下ケ札」の行方について追及した。この面談でトゥループは、関戸から、原口は確かに民部大蔵省から一種の委任状のようなものを新潟に携えてきたが、それは「書面へ下ケ札」のような詳細な指示の書面ではなかった、と説明を受けた。また関戸は、自分は 5 月 30 日の「商社門前の掲札」(「上書き告知」)の内容を知らなかったわけではないが、この掲札は商社の責任で行ったものだ、と主

張した。

この面談の数日後、トゥループは、原口が携えてきた民部大蔵省からの「一種の委任状」の写しを入手した。その内容は以下であった。

【史料 18 民部大蔵省から原口少佑への「委任状」 1870年5月14日】

其県為替会社并商社規則之儀、不都合之条件有之趣ニ付、今般委細申合原口通商少佑更ニ出張申付候間、百事商量之上適宜之御取計有之度、此段申入候者也

午四月十四日 大隈民部大輔

伊藤大蔵少輔

新潟県

名和大参事殿

本野大参事殿

右四月廿二日夜受取

これらを含めた新潟官員らの主張をまとめると、原口少佑は5月20日に新潟に着き、同22日には上の「委任状」及び口頭をもって現地官員に対して是正を指示した、そして同28日に県庁が「見直し布告」(史料11)を発出したのを見届けて、翌5月29日に新潟を出立した、とのことであった。

とすれば、英国としては当然存在すると考えていたところの、中央政府から現地新潟への「大蔵省の注釈書き」(すなわち「書面へ下ケ札」)に基づく明確かつ詳細な指示は実は存在していなかった、という可能性もあるようだった。

新潟でのトゥループの追及はここまでであった。

3.5. 事態の収束

「英国史料」によれば、こうしたいきさつを経て、中央政府の意向に沿った措置が新潟でようやく実行されようとしていた。通商司・商社による過度の介入は排除されつつあった。アダムスによる新潟での直談判以降、商業活動が徐々に通常に戻っていく様子について、トゥループは以下のように報告している。

「今月初め以降、当地の交易はすこしばかり活気を取り戻している様子が窺える。地元商人の話では、取引に対する商社からの介入はなくなった、とのことである」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年7月22日)

「本野大参事は、私に、4月に発出された布告は確かに撤回された、現在、商社の活動は通常の商業的なものに限定されている、また通商司の官員は江戸に引き揚げることを望んでいる、と伝えてくれた」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年7月22日)

「商社はすでに財務的な困難に陥っている、との情報を得た。これは驚くことではない。商社

が行っている大きな事業のなかには、損得勘定を全く顧みずに行っているものもある。商社は地元商人のあいだではきわめて不人気である。彼らは強制されて商社に加入したものの、今や商社と関わりを持つことを拒んでいる。また、商社は外国交易に対しても非常に悪い影響を与えている。横浜から当地に運び込まれる外国商品が商社によって売られる価格では、取引をしても損失しか出ない」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年7月22日)

一方の東京においては、7月14日に帰京したアダムスが新潟での自らの行動について復命した。「商社門前の掲札」(史料15)のいきさつについては、すでに6月20日にシーボルトが外務省の寺島に尋問していたところであったが(両国談判・第三 史料16)、アダムスからの報告を受けて、7月29日、今度はパークスが直接寺島に対して尋ねた。パークスは、このような掲札が商社から出るのは県庁が取締を怠っているのではないかと迫った。

さらに8月6日、パークスは民部大蔵卿及び外務卿を前にしてこの件を持ち出した。

【史料19 両国談判・第四 1870年8月6日】

庚午七月十日 於延遼館 伊達民部卿・澤外務卿・大隈民部大輔・英公使、対話之大意

公使曰

新潟通商司改革之儀、書面へ下ケ札にて御差越ニ付、アダムス持参、知事并ニ本野大参事へ引合および候処、一向不存、通商司門前へ張札いたし候をも不存由ニ付、談判を止め帰府いたし候由云々申立

大隈答

通商司改革下ケ札ハ本野出府之節一応一瞥為致候儀にて、不存趣意無之云々

この談判での「通商司改革下ケ札ハ本野出府之節一応一瞥」との大隈の言葉を、パークスは重大な関心を持って聞き留めたようである。従来日本側は、「書面へ下ケ札」の新潟での行方に関する追及に対して、終始曖昧な回答でその場をしのいでいた。また、先述のトゥループによる新潟での追及からは、結局「書面へ下ケ札」に基づく明確な指示は存在しなかったようでもあった。しかし、この日の談判で、大隈は、通商司・商社の動きが始まってからしばらくして上京してきた新潟県の本野大参事に対して、すでに「書面へ下ケ札」の、少なくともその内容は伝えていた、ということ明らかにしてしまった。「英国史料」によれば、パークスはこの大隈発言を契機として、通商司のみならず新潟県庁への不信感を強めていく。

「アダムスからの報告を受けて、私はすみやかに江戸の官員らに事実を話すとともに、新潟の現地官員らの行動を明確に非難した。彼らの行動には、明らかに裏表があるか、そうでなければ職務怠慢である、と告げた。日本政府の首脳らは、ついに通商司の現地官員たちを新潟から引き揚げることを私に約束した。しかしながら私は、知事と大参事の誤った行動や不作為が新潟県庁の信用を損なわせていることに、もっと注意を向けなければならない、とさらに主張した」(パークス公使からグランヴィル外務卿へ 1870年8月20日)

8月11日、パークスは澤外務卿に宛てた書翰で、「本官は近々新潟を訪問するつもりである。その際には本官が何度となく苦情を述べているような官員らではなく、べつの有能な人物と会うことが必要である」と伝え、自らの新潟訪問を予告しながら傲然と現地官員の刷新を求めた。

やがて新潟通商司撤退の動きが始まった。パークスはその動きについて、まずトゥループから知らせを受けた。残された史料からは正確に特定できないものの、撤退日は8月中旬と推測される。おそらくはトゥループによる以下の8月16日付けの報告と重なる頃であろう。

「先般、通商司の最高責任者である中島通商正が当地新潟を訪問した。私は中島氏と非公式な会談を2回行った。そこで中島氏は、自分の新潟訪問の目的は通商司支署を当地から引き揚げることである、と私に告げた。そして、商社規則に定められたような規制をたとえ行うにしても、今後は江戸の中央政府の承認を得たのちに県庁名で発出することになる、と述べた。さらには、通商司の官員が退去したことから、商社は県庁の管轄下の組合結社として存続することになる、商社の活動は商品の一時保管に関する保証金の貸付、国内他港への為替手形の発行、鑄貨等の真贋鑑定など、地元商人の立場で交易を促進するためのものに限定される、商人に対する商社加入の強制はもう行われぬし、商社が個々の商人から取引内容の報告を受けたり、手数料を徴収したりする権利もはや与えられない、とのことであった」(トゥループ領事からパークス公使へ 1870年8月16日)

トゥループからこの報告を受けたパークスは、そのトゥループに対して以下のように返答した。

「中島通商正が中央政府によって新潟へ派遣された結果、通商司支署が廃止され、同支署の官員が新潟から退去したこと、そして商社の活動が合法的な範囲に限定され、適切な監督下に置かれることについて承知した。満足すべきことである」(パークス公使からトゥループ領事へ 1870年8月26日)

一方、パークスは本省に対して以下のように伝えた。

「新潟では、今や通商司と商社との不法・不正な結託が排除されたものと考え。もっとも、このようなことがふたたび形を変えて起こらないかどうか、まだよく目を光らせておく必要がある。トゥループからの公信によると、本野大参事は、不正な告知類は間違いなく廃止された、通商司の現地官員たちは江戸に戻った、そして商社の活動が通常取引における役割に限定されることになった、と彼に伝えたとのことである。また、地元商人がトゥループに伝えたところでも、もはや商社による妨害行為はなくなったとのことである。商社は債務超過に陥り資金的に困難な状態にあるらしい」(パークス公使からグランヴィル外務卿へ 1870年8月20日)

新潟の騒動収束が間違いなく不可逆的である、とパークスが納得するには、日本政府からのさらなる行動と確約が必要であった。

8月29日、パークスは公使館で澤外務卿と宮内省平松時厚の来訪を受けた。平松はこの時すでに三条西に代わる新潟県知事就任を拝命しており、まもなく東京から新潟に向けて出立する予定であった。

【史料 20 両国談判・第五 1870 年 8 月 29 日】

明治三庚午八月三日 英公使館おみて 澤外務卿・平松従四位と英公使パークス応接

一 礼畢

今日ハ平松従四位同道罷出候、同人儀は新潟県知事拜命、不遠彼地へ出立之積り、就てハ種々御相談申義有之、且御見込も候ハ、御腹藏なく御申聞被下度候

(中略)

以後御懇親所望ニ御座候、是迄何れニ御奉職被成候哉

平 宮内省にて権太丞之職ニ居候

新潟之取締ハ勿論商社ニ権を奪れ候てハ不相成、御自己之権利を固守被成事緊要と奉存候、是まで之知県事ハ名のみにて実に尸位也

平 彼地ニ到着、実地経験之上にて、又々申上候次第も可有之候

澤 通商司ハ地方官之命にも従ざる様之事にて不都合故、も早廢却する之議有之候、通商司ハ知県事ニ秘にて為事もあり、地方之事等も司り、兎角妨を容れ候

新潟コンシュルより、通商司ハ既ニ廢せしと申来り候

中島ハ通商司之頭取故、右之者を彼地ニ遣候、此者之命令なれハ、必ず行レ候故也、此者廢却之取計可致候

本野大参事と誰か交代いたし候や

其辺之義ニハ未だ運ひ不申、先呼寄吟味いたし候積ニ候、同人出府之節、通商司之義改べく様申つけ候を、不知と申候ハ可疑事ニ候

右之御調ハ当地にて被成や

必ず分明ニ分り可申、通商司之事ハ各国より苦情申立居候

御尤ニ候

大隈・伊東殿之申ニハ、本野ハ其儀承知之事と被申候

承知ながら覚なしと申候ニハ、何か子細有之事と存候、同人出府之上、大蔵省之官員と対座之上にて承り札候ハ、是非判然ニ候

通商司改候廉之書付を直ニ同人之手ニ渡せしにや、或ハ後より遣せしにや

後より送り遣わせしと申ニ疑あり、全くアダムス氏彼地ニ被越候時ニハ、未だ手ニ入り居らず哉も難計候

民部・大蔵分省ニ相成候故、早く取調候はずハ面倒ニ相成、一日も早く取調之積りニ候

驚き入候、右等之些細之事件ハ、一時之間ニも分り候を、四ヶ月も掛り候ハ何事ニ候哉
大隈・伊東殿にて書付遣ハセしや否ハ分り候答

(以下略)

澤は、新潟の通商司は県庁と打合せもせず命令にも従わないので、同司の責任者である中島信行を新潟に派遣して現地から撤退させるつもりだ、と述べた。パークスは、通商司支署の閉鎖な

どすでに我が国領事から聞いている、それより本野は交代させないのか、と話を向けた。澤は、本野は出府した際に中央政府からの指示を受けたはずだが、本人が知らぬと言っている、何か事情があるやもしれない、いやアダムス氏が新潟を訪問した後に指示があったのかもしれない、などと曖昧に応答しつつも、最後は、一日も早く取り調べるつもりだ、と約束した。パークスは、そんな些細なことを知るためになぜ4ヶ月もかかるのか、大隈や伊藤らに尋ねれば即時にわかる話ではないか、となおも執拗に迫った。

以降、パークスによる本野への追及はさらに厳しさを増していく。『抗議一件』によれば、この後もパークスは外務省との会談で4回にわたり新潟通商司の件を持ち出すが、それらはもっぱら本野の責任追及であった。パークスは、本野は職務怠慢である、このような官員が開港場の政務を執っているようでは諸事円滑に進むわけではない、と本野を指弾した。これに対して外務省は、本野に罪はない、大隈・伊藤はやはり本野には「書面下ケ札」のことは伝えていなかった、と言っている、などと弁明に努めた。大隈・伊藤、あるいは本野を前面に立たせることはせず、外務省がパークスへの防戦を一手に引き受けた。結局、パークスの本野更迭要求はうやむやにされた。もっとも、こうした本野をめぐるやり取りは、一方の「英国史料」には記されていない。

いずれにせよ、この8月29日の会談でパークスは、通商司の新潟からの撤退のことを外務卿から直接聞いた。また「尸(かばね)」のような三条西に代わって県知事となる平松に対して、商社に自分の権限を奪われぬように、などと自らの考えを十分に伝えた。

この会談の数日後、さらにパークスは、「新潟通商司騒動」の収束を図る日本政府の意向を書面で確認した。8月11日付けでパークスが澤に宛てて、自分が近々に新潟に乗り込むまでに現地官員を刷新しておくように、と脅しをかけた書翰に対する返答であった。澤は、現地官員を律すべきことは平松によく申し渡してある、と改めて伝えた。

【史料 21 澤外務卿、寺島外務大輔からパークスへ 1870年9月3日】

通商司の儀は引揚候積にて、大蔵省より中島通商正出張いたし候儀に有之、(中略)新潟官員不行届に付、全権のもの差遣、改革可致、且閣下御出向の節相当なる官員へ御面会被成度趣に候得共、其地方官知事にて可及御談判に付、此節別段官員不差遣諸件等閑なく施行候様、是又平松従四位え得と申論差遣候間、左様御承知可有之候廉々及回答候、右可得御意如此御座候

パークスはこの外務卿からの書翰をもって一つの区切りと捉えたようである。彼の新潟訪問の記録は見当たらない。「英国史料」で確認するところ、新潟通商司にかかるパークスから本省への報告は、以下の伝達をもって終わる。

「私が新潟における様々な問題について善処を求めたことに対する外務卿からの書翰は、満足できるものであった。日本政府はどうやらこれらの問題を真剣に検討したようである。新たに任命されたばかりの新潟県知事も私を訪問した。そして、新潟での交易を活発にして彼の地での日

本人と外国人との友好的関係を涵養するために全力を尽くす旨を私に確約した」(パークス公使からグランヴィル外務卿へ 1870年9月5日)

以上、新潟通商司をめぐる騒動は、新潟からの通商司支署の撤退、及び新潟県知事の交代をもって一応の収束を見た。

3. 結論

3.1. まとめ

英国という「外圧」が捉えた新潟での通商司政策とはいかなるものであったか。

1870年2月、それは同国新潟領事トゥループの眼前に現れた。新潟商社規則(「掟」、史料1)、商社加入願書雛形(「願」、史料2)が通商司・商社の連名で発出されて地元商人に対する商社への加入が強制され、やがて港の主要取扱商品への流通統制が始まった。この新たな商法の内容は、4月13日の「触書・覚」(史料4)をもって全面的に明らかにされた。港を移出入する全商品に対して高額で一律の徴収金が求められ、取引はすべて正価・現金で、かつ官員立会のもとで行われることとされた。従来商慣習を否定された地元町民たちは、検断からの申立てや多くの商人からの書面・口頭による嘆願(史料5)によって抵抗を示した。これに対して現地官員は、懐柔策(史料6)を弄し、かつ嘆願に対して一定の譲歩(史料8)を示しつつも、新たな商法を強圧的に推し進める方針を貫いた。そのため港は混乱した。4月下旬以降、新潟の商品流通は断続的休止状態となり、廻船の往来も一時は途絶えた。外国交易への悪影響を憂慮したトゥループは、新潟県庁に対して抗議した。これより先に中央政府からの指示を受けていた県庁は、5月28日、「見直し布告」(史料11)を発し、このことをトゥループに伝えた。すなわち新たな商法の見直しは中央政府の意思であった。だがその布告は不十分であった。

一方の東京においては、現地領事からの報告を受けた英国公使館は、5月22日、中央政府(外務省・民部大蔵省)との直接談判(史料12)において現地措置の是正を迫っていた。談判の場で民部大蔵省から「書面へ下ケ札」(史料13)を示された英国側は、中央政府は現地官員の行動を強く否定する考えであることを知った。続く6月1日の談判(史料14)では、英国公使パークスは民部大蔵省の大隈重信と伊藤博文から、新潟での措置は本来通商司政策が目指したものとは異なる、との明言を直接に得た。

しかしながら中央政府の現地事情把握は不十分であり、新潟官員への制御は徹底を欠いた。新潟では、5月30日の「商社門前の掲札」(史料15)によって通商司・商社が今後も措置の大方を継続することを告知した。すなわち、5月28日の新潟県庁からの布告は新潟商社によって上書きされていた。これを知ったパークスは、6月20日、館員を通じて中央政府にこの事実の確認を求める(史料16)とともに、近傍の日本内地を調査中であった公使館アダム書記官を急遽新潟に向かわせた。この現地での直談判の結果、7月2日、県庁は新たに「取消し布告」(史料17)を発出し、通商司・商社が活動を開始して以来の措置を明確に取り消した。

パークスは、なおも事態の徹底した改善を要求するとともに、中央政府が「書面へ下ケ札」で示した意向が現地で早期に実現しなかった経緯の究明を迫った。8月中旬、通商司の最高責任者である中島信行が自ら新潟に乗り込み、新潟支署の官員を引き揚げさせた。新潟商社は通商司の管轄から離れた。パークスはなおも新潟県庁幹部の刷新を要求し、とりわけ実質的に政務を握る本野大参事の更迭を求めた。だが、日本政府は知事を三条西公允から平松時厚に代えることで幕引きを図った。パークスはこれを一区切りと見た。新潟の混乱は半年余で終結した。

表5 新潟での通商司政策の経過

1870年	出来事	本稿史料番号
1月	・新潟通商司、新潟商社が設置される	
2月	・通商司・商社による「掟」(新潟商社規則)、「願」(商社加入願書雛形)の告知	史料1、史料2
3月	・新潟商社による北海道産物取扱規則の告知 (正価・現金取引の強制、取引現場への通商司官員立会)	史料3
4月 末	・新潟局「触書・覚」(一律徴収及び料率表)の急告 ・地元商人が措置緩和を求める嘆願書 ・県庁「商社が県へ寄附の意向」と告知 ・商社が取引報告書受取及び徴収金取立の実施を告知	史料4 史料5 史料6 史料7
5月 28日 30日	・古谷(新潟通商司)が状況報告のため上京 ・原口(通商司本司)が新潟において措置是正を指示 ・本野(新潟県大参事)が上京 ・県庁「従前布告を追って改める」と布告(見直し布告) ・商社「商社規則は引続き有効」と告知(上書き告知)	史料11 史料15
6月1日	・パークス・澤・大隈らが談判 (英国が事態改善を強く迫る)	史料14
7月2日 2日	・新潟でアダムス・県知事らが談判 (アダムスが新潟の実態を詰問) ・県庁「従前布告を取り消す」と布告(取消し布告)	史料17
8月(中旬か) 29日	・中島通商正が新潟を訪問し通商司支署を撤退させる ・パークス・澤・平松が談判	史料20
9月	・新潟県知事が交代(三条西公允から平松時厚へ)	

3.2. 考察

英国の視点から確認できた新潟での事例をもとに通商司政策について改めて考察を加える。

まず、新潟の事例からは、この地で通商司政策が早期に挫折した背景には、英国による強力な干渉が存在したことが確認できた。新潟領事トゥループは、新潟通商司支署及び新潟商社が引き起こした港の混乱と外国交易への妨害に関して、新潟県庁に強く抗議した。また、トゥループから報告を受けたパークスは、まず館員を通じて、やがて自らが乗り出して、中央政府に対して現地新潟での措置是正を強く迫った。ついには、公使館員アダムスによる新潟での直談判にも至った。さらには新潟からの通商司支署の撤退を念押しし、現地官員の刷新まで求めるなど、これら

はまさに「外圧」と呼ぶにふさわしいものであろう。

しかし一方で英国側は、新潟で展開されている事態が日本政府の本来の意図と大きく異なるものであることを早い段階で認識していた。パークスは、「書面へ下ケ札」に表現されていた大隈や伊藤が考える通商司政策なるものに対して、それがむしろ肯定的に評価しうるものであることを本国外務省に表明していた。日本を国際経済の枠組みに包含しようとするパークスの政策目標と、通商司政策が目指していた本来の政策方向とは、少なくともこの局面では親和性を帯びていた、ということが認められる。英国が加えた「外圧」の矛先は、通商司政策の現地新潟での運用ぶりに向けられていたのである。

しかしながら、この新潟の事例からは、大隈や伊藤によって標榜された通商司政策なるものが、そもそも当時の状況下において容易に実現し得るものではなかった、ということもまた再確認できるのではないかと。政府内の軋轢は大きく、新潟の一部官員は上からの指示に頑強に抵抗した。連絡伝達も不徹底であった。事態発生後、古谷・原口・本野が新潟と東京のあいだを行き来したが、彼らを通じて適切に政策調整が図られることはなく、明治政府はパークスからの追及に右往左往するしかなかった。結局は、中島通商正が現地に赴いての直接指揮により通商司支署官員の抵抗が排除された。さらには県知事の交代も余儀なくされた。政策実行者自身の政策への無理解と、組織連携の不備といった要因により、政府として正しい政策遂行を貫きとおすことには大きな困難が伴っていた、という事情が本稿からは浮き彫りになった。そうした事情の背景には、近世的商業秩序を形成した多くの要素を引きずりながらの政策展開の限界など、通商司政策に関するこれまでの研究が指摘してきた、より根本的な内在的要因が横たわってであろう。「外圧」の有無にかかわらず、通商司政策は早晩破綻をきたすものであった。仮に「外圧」がなければ、新潟の騒動は長引いただけであったろう。結論として、新潟での通商司政策の破綻は明治政府の自滅であり、英国が加えた「外圧」は、その自滅の早期発現を促した、高い有効性を発揮した触媒であった。

以上に加えて、本稿でたどった新潟の事例からは、政府官員と地元商人との対立、及びそこから発した新潟の混乱の様子が具体的に確認できた。これは「外圧」とは別の次元の事柄である。地方商人は通商司研究においては政策の単なる客体として扱われがちであるが、本事例では、彼らは能動的に反発した。新潟の商人らは、「厚利を貪り、自儘の商業を営む」者として、政府が一刀両断に切り捨ててしかるべき旧弊に満ちた「奸商」であったのか。新潟を極度の混乱に陥れ、「市勢衰微の憂」をもたらしたのは、政策の本来の趣旨を理解せず、現地の実態をも無視して強圧的な態度で臨んだ明治政府の官員らではなかったのか。トゥループは通商司騒動が収まってしばらく後、この年の任地新潟に関する総括報告においてパークスに次のように伝えている。「新潟の商人が覚え始めた商売のやり方にはまだ正すべきことがあることは否定できないであろう。しかし、治療を加えるのであれば、まずは症状を詳細に診断してからにすべきである。それでなければ、病気そのものよりも治療のほうが悪い影響を及ぼしてしまう。新潟のこれまでの商習慣で外国との交易を著しく妨げるだろうと感じられるものは私には思いつかない」([青柳 2011 : 53])。通商司・商社が自らの荒療治によって政策に対する地方商人からの共感の芽を摘み取ってしまう

たことは、通商司政策のこの地方への浸透を阻んだ致命的な要因だったのではないか。

大蔵省改正掛で辣腕を振っていた渋沢栄一は、彼が明治3年8月(1870年9月)に通商司に携わった頃には、為替会社は「殆んど手の着けやうもなき状態」であったという[白石喜太郎 1933: 192-193]。また中島通商正は、新潟通商司支署を引き揚げて1ヶ月を経ずして、1870年9月9日に通商貿易に関する調査のため訪米の途についた(注26)。通商司政策はこの年の後半には事実上機能停止に陥った[千田 1972: 426]。新潟からの通商司撤退は、こうして全国的にもこの政策が軌道修正された時期と重なる。新潟での散々な不首尾は明治政府の政策路線に大きな影響を与えた、と筆者は推測する。さらには、その中島が新潟訪問時にトゥループに言い残した「今後、通商会社は(通商司を離れて)地方庁の管轄となる」という方針は、これより8ヶ月後、太政官により翌71年5月3日に全国に令達される(注27)。すなわち、新潟商社の移管は全国の先取りであった。新潟での騒動は、通商司政策の破綻を決定づけ、政府の通商政策の転換点を成したと言えよう。

筆者は本稿で、新潟の事例において通商司政策に加えられた「外圧」は、この政策理念そのものではなく、その現実の運用に関してのものであった、そして、その正しい政策を容易には実現させ得ない日本政府内部の組織のあり方にも「外圧」は向けられていた、さらには、そもそも政策運用の現実、この政策への地方からの共感を呼び寄せるものではまったくなかった、ということを明らかにできたものと考え。そして、「外圧」からの視点で進めた以上の考察により、通商司政策が破綻した要因について新潟の事例からの結論を導くことができたものと考え。

注

- (1) [大蔵省(編)1962: 259]には「明治二年二月二十二日通商司ヲ各開港場ニ置、以テ貿易事務ヲ幹理セシメ外国官之ヲ統管ス」とある。また、1869年8月1日(明治2年6月24日)の太政官令達では、通商司の権限として、「物価平均流通ヲ計ルノ権、両替屋ヲ建ルノ権、金銀貨幣ノ流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ権、開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品売買ヲ指揮スルノ権、廻漕ヲ司ルノ権、諸商職株ヲ進退改正スルノ権、諸商社ヲ建ルノ権、商税ヲ監督スルノ権、諸請負ノヲ建ルノ権」と列記されている[日本銀行調査局(編)1955: 26]。
- (2) 新潟通商会社(商社)の撤退時期については、これを明確に示す資料を欠く。しかしながら、注16のとおり、「平松時厚行政日記」には明治4年1月11日(1871年3月1日)付けで新潟通商会社に関する記述がある一方で、[大蔵省 1962: 298]では、明治4年3月14日(1871年5月3日)に東京・京都・大阪・神戸・大津・堺・敦賀の全国7ヶ所の開商会社(通商会社)の管轄が通商司から地方庁へ移る旨の記述において、これら7ヶ所とともに通商会社が設けられていた新潟への言及だけが欠けている。このことからすると、新潟通商会社の撤退は上の両者の間のいずれかの時期、すなわち明治4年3月以前(明治4年1月中旬から3月中旬までの間、あるいは1871年の3月か4月)と推測される。
- (3) 通商司政策に関しては、[大蔵省(編)1962]、[明治財政史編集会(編)1963]、[日本銀行調査局(編)1955]といった国関係機関の沿革史または集成史料を土台として、多方面にわたり研究が蓄積されている。それらは、我が国の近代的諸制度の初期の発展の中にこの政策を位置づける。例えば産業政策面を中心に捉えたものとしては、幕末以来の国内流通市場の統一的編成への取組の中で通商司を論じた[青山 1986]、商法司から続く「国産会所」方式による殖産興業に照準を合わせ、とりわけ地方商社の動きを詳しく検証した[新保 1962]、やがて廃藩置県へと至る過程での殖産興業の展開の母体として通商司を捉えた[千田 1972]などが挙げられる。これに財政・金融面などを加えた、より広範な関連研究の俯瞰は[崎島 2015]を参照されたい。
- (4) 政策自体から生じた破綻要因については多様な観点から論じられてきた。例えば[日本銀行調査局(編)1955: 29-30]は為替会社の失敗を「当時の一般国民の会社・銀行に関する無知識、無経験と政府当局者の知識や指

導力不十分等の原因によるものとし、[明治財政史編纂会 1963: 308-309]は、同じく為替会社に関して「規則ハ甚タ不備ニシテ事業ハ官民混淆ノ弊アリ」とする。また[菅野和太郎 1931: 230-234]は、通商・為替両会社の失敗の原因として、1つには政府の干渉が甚だしかったこと、もう1つには会社企業のあり方について十分な知識を有する経営者の適材がいなかったこと、の2点を挙げる。一方、[梅津 1959: 354]では、同じく両会社の失敗を「幕藩体制下における物産方または国産方の再版化と言うべき統制機構のもとでの太政官札の流通・金融」によるものとしている。

- (5) [大蔵省(編)1962: 7-8]は、「通商会社為換会社が実際外国の圧迫に対して何程の効果を挙げ得たかは疑問である」と論じる。外国資本の圧迫に対するこうした無力感を基調とし、より直截的に政策の破綻要因として外からの圧力を挙げているものとして、[間宮 1968: 344]は、本稿で主題とする新潟の事例に関して、中央政府から新潟現地官員への批判は「内発的になされたものではなく、外国側からの圧力によって余儀なくされたものであることは明らかである」とし、「通商司政策は、まず外的な契機によって事実上の破綻を示した」と論じている。また、[青山 1986: 193]は、大阪通商司の経過に触れながら、通商司政策が英国公使から条約違反との強い抗議を誘発したことを指摘し、「通商司政策の解体を余儀なくさせたものは、直接にはやはり外国側の圧力だったといつてよい」と説いている。
- (6) 新潟の事例を扱った研究には、[崎島 2015]のほか[岩崎 1972]、[間宮 1968]がある。[岩崎 1972]は東京商社についてその前後の時期を含めて通観する中で、同商社の傘下にある地方商社の一つとして新潟商社の動きを概観する。一方[間宮 1968]は、通商司政策により貿易独占を企図する日本政府と、これを察知した英国との対立を扱うなかで、新潟での経過に関するいくつかの文書を紹介している。そこでは、本稿でも後述する明治政府内の齟齬という問題点が述べられている。また自治体通史である[新潟県(編)1987]と[新潟市史編さん近代史部会 1996a]、及びその各々の資料編である[新潟県(編)1980]と[新潟市史編さん近代史部会 1996b]にも通商司関連の記述と史料紹介がある。
- (7) EO.46 は英国外務省に残った 1856 年から 1905 年までの文書であり、EO.262 は日本の在日公使館・領事館に残った 1859 年から 1902 年までの文書である。両者には原文と控えとが表裏の関係となつては重複して残っている。
- (8) 例えば、[新潟県(編)1980: 43]においては、後述する「書面へ下ケ札」(史料 13)が「各国がよせた逐条反論」の文書であると誤認され、「このような強い態度におされ、明治 3 年 3 月の布達(筆者注-本稿の「触書・覚」、史料 4)も取消され、…遅れた民間の商業を強力に先導していこうとした政府の通商政策は…ついで去った」と結論づけられている。また[間宮 1968]においては、「書面へ下ケ札」を明治 3 年 6 月頃(1870 年 7 月頃)に新潟県庁に宛てられたものとする誤認がある。[崎島 2015]においてもまた、「書面へ下ケ札」や、やはり後述する「商社門前の掲札」(史料 15)を正確に同定できず、その後の新潟での展開が把握不能となっている。いずれも『抗議一件』その他の日本側史料の限界に由来する。
- (9) 東京通商会社は新潟・北海道・三陸といった東日本各地への進出をその主要な活動の一つとした[岩崎 1972: 612]。新潟商社の構成員のうち、小野善助、田中次郎右衛門、三井八郎右衛門は東京通商会社の総頭取であった[菅野和太郎 1931: 141]。
- (10) 新潟港での米禁輸措置は、1870 年 2 月 24 日、越後内での米の不足が懸念される、として 2 か月後の実施が予告され、4 月 26 日には予告どおり禁輸が実行された。しかしながら早くも 5 月 18 日、その懸念が解消された、との理由で禁輸の解除が予告され、同月 25 日をもって実際に解除となった[新潟県(編)1987]。こうした朝令暮改のないきさつについて、英国領事トゥループは、同年に関する公使館への年次商業報告(1871 年 1 月 25 日付け)のなかで「今秋の収穫期までの米の供給が昨年の収穫で十分であることは十分に推測できることであった。そもそも最初からこの理由付けは疑わしいものであった」とし、実際の禁輸及び禁輸解除の理由は、それらによって政府が米の流通を制御し、実質的に自らの独占状態にすることであった、と分析している[青柳 2011: 50]。
- (11) 1870 年初めの時点で、越後北部(岩船郡、蒲原郡)の政府直轄地は水原県を成しており、新潟町は水原県の一支部である新潟局の管轄であった。同年 4 月 7 日(明治 3 年 3 月 7 日)には水原県が廃止されて新潟県が成立し、県庁は新潟町に移った。併せて、県知事(正確には知県事)三条西公允と大参事本野盛亨は水原町から新潟町に移った。
- (12) 新潟町は、長岡藩による支配及び幕府の新潟奉行所管轄の時期を通じて、それらの監督のもと町役人が実際の町政を運営しており、検断はその町役人の中の首位者であった[新潟市史編さん近世史部会 1997, 46-47: 397]。この体制は明治になつても引き継がれた。明治 4 年 10 月 27 日、新潟町会所の組織改編に伴って検断職が廃止された[新潟市史編さん近代史部会 1996a: 103]。

- (13) 「触書・覚」は地方行政庁である新潟局から発出されているが、『抗議一件』によれば、これはもともと新潟通商司が新潟局に発出を要請したものであった。すなわち、明治3年3月(日付を欠く)、新潟通商司は水原県新潟局に対して、当港輸出入諸品を商社で手数料・取扱手数料を取立てる件について商社から申し出があったので差支えなければこれを布告してほしい、と要請した。新潟局はこれに対して、特段差支えはないのでこのまま発出したい、として、同年4月13日(明治3年3月13日)に新潟局から「触書・覚」が布告された。
- (14) 正徳3(1713)年以来、新潟港では他の多くの港にもあった船荷への課税が行われており、これを伸(すあい)と呼んだ。伸の対象品目や免除規定は時期により変遷を重ねるが、移出入される取引額の概ね1%が徴収されていた[新潟市史編さん近世史部会 1997: 23-35]、[新潟市編 2011: 111-16]。商人相互での口銭(手数料)のやり取りも様々な取引で行われていた[新潟市史編さん近世史部会 1997: 85, 151, 166]。
- (15) 大川前通下一之町から横町(現在の上大川前通4番町から12番町)は、当時の新潟の町並みのもっとも信濃川近くに長く連なる一帯であり、他門店(たもんだな)とも呼ばれた[新潟市 2004: 32]。大川前通三ノ町から四ノ町にかけては大間屋が軒を連ねていた[新潟市編 2011: 99]。
- (16) 「英国史料」に記載されている新潟商社からの1万両の寄附申し出の件については、『抗議一件』には何らの示唆もない。しかしながら国文学研究資料館所蔵『山城国京都平松家文書』のなかの「平松時厚行政日記」に、明治4年1月11日(1871年3月1日)の出来事の記述として「新潟通商会社ヨリ年々一万金献上ノ儀願書、願下ケ聞届候事」とある。すなわち日本側史料からも、新潟商社から寄附申し出があった、しかしながら本稿後段で触れる新潟通商司の撤退及び新潟商社の業務縮小という事態を受けてこの申し出が反故にされた、ということが明らかである。
- (17) 現在新潟市の中心を成す信濃川河口附近には、従来、川を挟んで新潟と沼垂という2つの港町があった。新潟は江戸時代初期以来、長岡藩の支配下にあったが、1843年(天保14年)に幕府によって上知された。近世から商業港として発展し幕末に開港と定められたのは、信濃川左岸にあったその新潟港であった。一方の沼垂は新発田藩領であり、藩が扱う米の積出港であった。商用船(廻船)がこぞって沼垂に向かったということは、新潟の商人にとって極めて大きな意味を持つ出来事であったと考えられる。
- (18) ここでは、トゥループからの1回目の抗議書翰に対する回答が三条西・本野の連名であったのに対して、この2回目の抗議書翰への回答が三条西だけからの発出となっていることに注意を要する。すなわち、後述するが(注23)、本野はこの5月28日の時点で東京への出府途上にあったと推測される。
- (19) 『抗議一件』によれば、新潟県庁は5月5日(明治3年4月5日)付けで外務省に宛てて、通商司・商社が新潟で活動して以来の「掟」願「触書・覚」ほか多数の布告文書類を送付していた。
- (20) 『抗議一件』によれば、前注のとおり、中央政府は新潟県庁からの関連文書類送付により状況を把握し、これを受けて民部大蔵省が通商司本司官員である原口千健少佐を新潟に派遣した。また、「英国史料」によれば、英国側にとっては7月上旬に判明することであるが、原口は、大隈・伊藤の連名で新潟県の名和大参事・本野大参事に宛てた5月14日付けの委任状(史料18)を携えて東京を発ち、同20日に新潟に到着した。なお原口の官職は、「英国史料」原文では“Shojo”(少丞?)と繰り返して記されているので、本稿では「英国史料」の脈絡では「少丞」と訳した。ただ、官員録によれば通商司には「丞」(「輔」の下位、「佐」の上位の官職名)の職位は存在しない。
- (21) 日本外務省所蔵史料『新潟港米穀津留一件』には、『抗議一件』と同じく「掟」願「触書・覚」が掲載されているが、その最初の頁の欄外に「午四月十八日(筆者注-1870年5月18日) シーボルトより差出」との添書きがある。すなわち、シーボルトは5月18日にこれら文書類を日本外務省に渡し、外務省は文書類を民部大蔵省に回付した。文書回付を受けた民部大蔵省は、同22日の両国談判に先立ちすでにその内容につき協議を行っていた。
- (22) 『抗議一件』によれば、新潟県庁は5月5日(明治3年4月5日)付けの外務省への書翰の中で、新潟通商司支署の古谷敏節権大佑は、新潟での事情を説明するために明日(すなわち5月6日)出府する、と伝えていた。したがって、ここで述べられている官員は古谷と考えられる。なお、その後7月のアダムスによる新潟訪問の後、トゥループが県庁及び通商司支署の官員と会談した際(7月5日)には、古谷に次ぐ次席の関戸少佐が通商司支署を代表して参会していることから、古谷は5月の上京の後、任地新潟に戻ることはなかった、と筆者は推測する。
- (23) 5月末に東京に到着した官員は新潟県の本野盛亨大参事と推測される。トゥループは7月5日付パークスへの書翰のなかで「新潟商社門前の告知文(5月30日、史料15)が掲げられる少し前に、本野大参事が予告なく江戸に向けて発った」と伝えている。このことは、トゥループから新潟県知事への2回目の抗議書翰に対する回答(5月28日付け、史料10)に本野の名前が欠落している(注18)こととも符合する。本稿後段でも、本

野がこの時期に出席して大隈・伊藤から現地新潟での措置を是正するよう何らかの形で指示を受けた、ということがしばしば話題となる。なお、その後の本野の新潟への帰着は、トゥループが会津・米沢方面に向けて新潟を離れる 6 月 16 日から、アダムスが新潟に到着する同 27 日までの、いずれかの時点であったと考えられる。

- (24) 「書面へ下ケ札」は、『抗議一件』原史料では付箋ないし下げ札の体裁ではなく、布告文書類の各々文面のあいだに朱筆で文言を添える形となっている。また、「英国史料」では、「掟」「願」「触書・覚」及びこれらへの「書面へ下ケ札」の全文がシーボルトによって英語に訳出されており、それら全体の表題が「Treasury Minute on the Niigata Papers」とされている。本稿では、「英国史料」の文脈でこれらを指す際に「大蔵省の注釈書き」という言葉を用いた。すなわち、「書面へ下ケ札」と「大蔵省の注釈書き」とは同一である。
- (25) この時期、日本産輸出蚕糸の品質低下が諸外国の懸念材料となっており、アダムスはこの問題への対処のために、前年に続き東日本の主要養蚕地(武蔵・上野・信濃)への調査に赴いていた。その調査報告書(Sep. 22, 1870, Sir H.Parkes to Earl Granville, No.136(F.O.46)、横浜開港資料館複製本分冊 354, p37-56)においても、本稿で記した日程は確認できる。
- (26) [大蔵省(編)1962:287]によれば、明治3年8月14日(1870年9月9日)付けで「通商正中島信行ヲ米利堅国ニ發遣シ以テ通商貿易ノ規例ヲ査訪セシム」とある。
- (27) [大蔵省(編)1962:298]によれば、明治4年3月7日(1871年4月26日)に「各地ニ設置セル開商会社ヲ地方庁ニ管轄セシムルヲ太政官ニ稟申ス」とあり、さらに同年3月14日(1871年5月3日)には太政官よりその趣旨が令達された。その理由については、「地方官ノ管轄ニ属セシメサレハ則チ多少ノ不便ヲ見ル有ルニ由リ」とされている。

引用文献

青柳正俊

2011 「開港場・新潟からの報告－イギリス外交官が伝えたこと－」新潟：考古堂書店。

青山忠正

1986 「幕末維新期の貿易政策－兵庫商社と商法司・通商司」『大阪商業大学論集 第77号』大阪：大阪商業大学商経学会。

岩崎宏之

1972 「明治維新期の東京における商人資本の動向－東京商社を中心として－」西山松之助編『江戸町人の研究 第1巻』東京：吉川弘文館。

梅津和郎

1959 松井清編『近代日本貿易史 第一巻』東京：有斐閣。

大蔵省編

1962 「大蔵省沿革志 下」大内兵衛・土屋喬雄『明治前期 財政経済資料集成 第二巻』東京：明治文献資料刊行会編。

菅野和太郎

1931 『日本会社企業発生史の研究』東京：岩波書店。

崎島達矢

2015 「通商司政策の内面的課題の検討－『新潟一件』を題材に－」『東京大学日本史研究室紀要』第19号 東京：東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室。

新保博

1962 「維新期の商業・金融政策－通商会社・為替会社をめぐって－」『社会経済史学』27-5 東京：社会経済学史学会。

白石喜太郎

1933 『渋沢栄一翁』東京：刀江書院。

千田稔

1972 「初期殖産興業政策論－廃藩置県以前の通商司と工部省－」『一橋論叢』68-4 東京：日本評論社。

新潟県編

1987 『新潟県史 通史編 6 近代 1』新潟：新潟県。

1980 『新潟県史 資料編 13 近代一 明治維新編 I』新潟：新潟県。

新潟市

2004 『新潟の地名と歴史』(新潟歴史双書 8)新潟：新潟市史。

新潟市編

2011 『新潟湊の繁栄 港とともに生きた町・人』(朱鷺新書)新潟：新潟日報事業社。

新潟市史編さん近世史部会

1997 『新潟市史 通史編 2 近世(下)』新潟：新潟市。

新潟市史編さん近代史部会

1996a 『新潟市史 通史編 3 近代(上)』新潟：新潟市。

1996b 『新潟市史 資料編近代 I』新潟：新潟市。

日本銀行調査局編

1955 「会社全書」『日本金融資料 明治大正編 第一巻』東京：大蔵省印刷局。

間宮国夫

1968 「明治初年の通商司政策」『社会科学討究 第 13 巻第 2 号』東京：早稲田大学社会科学研究所。

明治財政史編纂会編

1963 『明治財政史 第十二巻』東京：丸善。

日本外務省外交史料館所蔵史料

『新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議ノ一件』(3 門 3 類 7 項 1 号)。

『新潟港米穀津留一件』(3 門 5 類 2 項 2 号)。

国文学研究資料館所蔵史料

「平松時厚行政日記」『山城国京都平松家文書』。

英国国立公文書館所蔵史料

General Correspondence, Japan (F.O.46) 横浜開港資料館複製本分冊番号 351、352、353、354。

Embassy and Consular Archives, Japan: Correspondence (F.O.262) 同上 252、253。

原史料からの直接引用した部分(史料 1 から 20 など)では、異体字・旧字体を当用の漢字に改めるなどし、適宜読点を付した。